

第 88 回コーデックス連絡協議会 資料一覧

資料番号	資料名
1	議事次第
2	委員名簿
3	会場配置図
4-(1)	第 13 回 食品汚染物質部会（CCCF）議題
4-(2)	第 13 回 食品汚染物質部会（CCCF）概要
5-(1)	第 45 回 食品表示部会（CCFL）議題
5-(2)	第 45 回 食品表示部会（CCFL）概要
6-(1)	第 40 回 分析・サンプリング法部会（CCMAS）議題
6-(2)	第 40 回 分析・サンプリング法部会（CCMAS）概要
7-(1)	第 42 回 総会（CAC）仮議題
7-(2)	第 42 回 総会（CAC）主な検討議題

第 88 回コーデックス連絡協議会

日時：令和元年 6 月 25 日（火）

14:00 ～ 17:00

場所：中央合同庁舎 4 号館 4 階

共用 408 会議室

議 事 次 第

1. 議題

① 最近コーデックス委員会で検討された議題について

- ・ 第13回 食品汚染物質部会（CCCF）
- ・ 第45回 食品表示部会（CCFL）
- ・ 第40回 分析・サンプリング法部会（CCMAS）

② 今後の活動について

- ・ 第 42 回 総会（CAC）

2. その他

コーデックス連絡協議会委員

(敬称略 50 音順)

あまがさ けいすけ
天竺 啓祐

特定非営利活動法人 日本消費者連盟 共同代表運営委員

ありた よしこ
有田 芳子

主婦連合会 会長

いわた しゅうじ
岩田 修二

特定非営利活動法人 国際生命科学研究機構 事務局次長

おにたけ かずお
鬼武 一夫

日本生活協同組合連合会 品質保証本部 総合品質保証担当

くまがい ひ と み
熊谷 日登美

日本大学 生物資源科学部 生命化学科 教授

しみず いわお
清水 巖

全国農業協同組合連合会 畜産総合対策部 品質・表示管理室

すがぬま おさむ
菅沼 修

国際酪農連盟日本国内委員会事務局 事務局長

せ ぐろ かつや
脊黒 勝也

一般社団法人 日本食品添加物協会 常務理事

た な か ひろゆき
田中 弘之

東京家政学院大学 人間栄養学部 学部長

つる み かずひこ
鶴身 和彦

公益社団法人 日本食品衛生協会 公益事業部長

と べ よりこ
戸部 依子公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
NACS 消費生活研究所 所長はすお たかこ
蓮尾 隆子

家庭栄養研究会 常任顧問

やまぐち りゅうじ
山口 隆司

一般財団法人 食品産業センター 海外室次長

よしいけ の お
吉池 信男

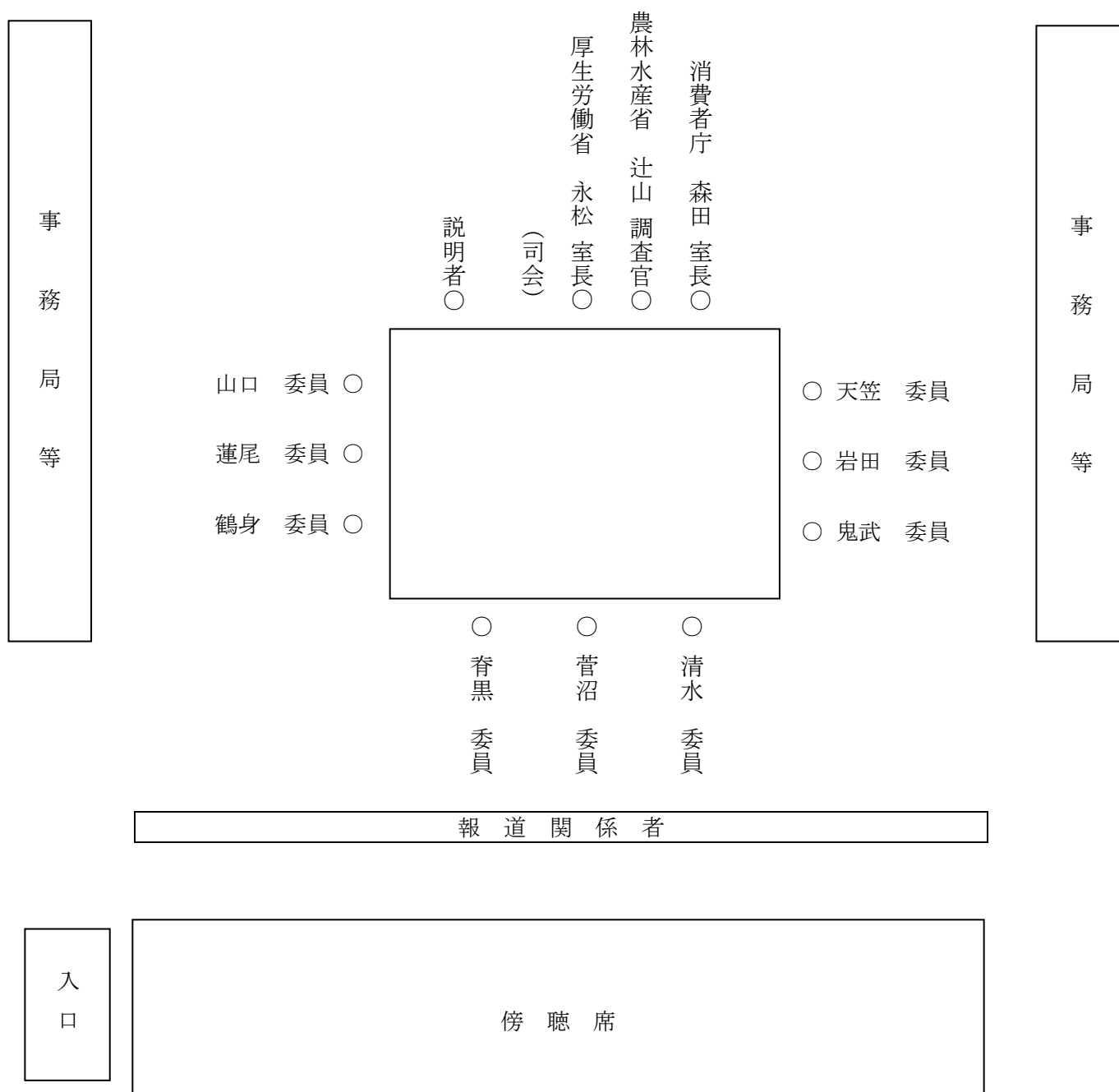
青森県立保健大学 健康科学部 栄養学科 教授

第 88 回コーデックス連絡協議会 会場配置図

令和元年 6 月 25 日（火）14:00 ～ 17:00

霞ヶ関中央合同庁舎 4 号館 4 階

共用 408 会議室



FAO/WHO 合同食品規格計画 第 13 回食品汚染物質部会 (CCCCF)

日時：2019 年 4 月 29 日（月）～5 月 3 日（金）

場所：ジョグジャカルタ（インドネシア）

議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3	FAO 及び WHO（JECFA を含む）からの関心事項
4	その他の国際機関からの関心事項
5	食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関する一般規格（CXS 193-1995）の中 の特定の品目中の鉛の最大基準値の原案（ステップ 4）
6	チョコレート及びカカオ由来製品中のカドミウムの最大基準値原案（ステ ップ 4）
7	精製油及び精製油を原料とする製品中の 3-モノクロロプロパン-1,2-ジオ ールエステル類（3-MCPDEs）及びグリシジルエステル類（GEs）の低減に関 する実施規範案（ステップ 7）
8	直接消費用落花生中の総アフラトキシンの最大基準値原案及び関連する サンプリングプラン（ステップ 4 に留め置き）
9	ナツメグ、乾燥トウガラシ及びパプリカ、ショウガ、コショウ及びターメ リック中の総アフラトキシシン及びオクラトキシシン A の最大基準値原案及び 関連するサンプリングプラン（ステップ 4 に留め置き）
10	規制値又は確立されたリスク管理の枠組みがない食品汚染物質の事例に おけるリスクアナリシスに関するガイドライン案（ステップ 7）
11	優先順位付けアプローチによる品目中の鉛の最大基準値の新規設定に関 する討議文書
12	キノア中の鉛及びカドミウムに関する討議文書

13	食品中の鉛汚染の防止及び低減に関する実施規範（CXC 56-2004）の改訂に関する討議文書
14	カカオ中のカドミウム汚染の防止及び低減に関する実施規範の策定に関する討議文書
15	追加の魚種中のメチル水銀の最大基準値の設定に関する討議文書
16	キャッサバ及びキャッサバ加工品中のシアン化水素酸の最大基準値の設定及びこれら食品中のかび毒含有実態に関する討議文書
17	穀類（小麦、トウモロコシ、ソルガム及びコメ）、穀粉、乳幼児向け穀類加工品中の総アフラトキシンの最大基準値の設定に関する討議文書
18	最大基準値の策定のためのデータ解析に関する一般ガイドライン
19(a)	JECFA による評価のための汚染物質及び自然毒の優先リスト
19(b)	JECFA の評価結果に対するフォローアップ作業
20	CCCF の今後の作業計画
21	その他の議題及び今後の作業
22	次回会合の日程及び開催地
23	報告書の採択

（参考文書）

本部会における汚染物質及び毒素に関する議論の経緯や毒性評価の概要、現存及び作業中の最大基準値などの各種情報を収載した、部会中に参照・使用するための作業文書（CF/13 INF1）を日本がオランダと共同作成している。

（参考情報）

※ 議題 8 及び議題 9 は、ステップ 4 に留め置くとの前回会合の合意事項に基づき本会合では議論されない。

第 13 回食品汚染物質部会（CCCCF）結果報告

1. 日時及び開催場所

日時：2019 年 4 月 29 日（月）～5 月 3 日（金）

場所 ジョグジャカルタ（インドネシア）

2. 参加国及び国際機関

45 加盟国、1 加盟機関、18 国際機関

3. 議長及び共同議長

Dr Wieke Tas（オランダ農業・自然・食品安全省）

Dr Roy Sparringa（インドネシア技術評価応用庁）

4. 政府代表団

農林水産省顧問（大臣官房参事官） 山田 友紀子

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課国際食品室

室長補佐 今井 美津子

厚生労働省医薬・生活衛生局食品基準審査課 専門官 出口 晴之

農林水産省消費・安全局食品安全政策課 課長補佐 高岸 克行

農林水産省消費・安全局農産安全管理課 課長補佐 漆山 哲生

内閣府食品安全委員会事務局評価第一課 課長補佐 下位 都詩子

5. 結果

議題 1. 議題の採択

仮議題が議題として採択された。

また、FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議（JECFA）による汚染物質及び自然毒の評価の優先リストに関する会期中作業部会（議長国：米国）を開催し、結果を議題 19 で議論することに合意した。

議題 2. コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項

第 41 回総会（CAC）（2018 年）及び各部会からの付託事項について、コーデックス事務局から情報提供された。

第 75 回執行委員会（CCEXEC）（2018 年）が、直接消費用落花生中の総アフラトキシンの最大基準値（ML）及びサンプリングプラン（議題 8）を最終採択するための手続きを迅速化するよう勧告したことに関連して、インドが議題 8 を今次会合でも議論するよう要請した。しかし、本部会は、実施規範が実行され、実態調査データが収集されるまで、ステップ 4 に留め置くとの前回の第 12 回 CCCC（2018 年）の決定を支持した。さらに、加盟国に対して、落花生中の総アフラトキシンに関して、実施規範の広範囲な実行と、新たな実態調査データの収集を促すとともに、第 15 回会合（2021 年）に新たなデータに基づいて直接消費用落花生中の ML 案を検討するため、

第 14 回 CCCF (2020 年) で電子作業部会 (EWG) を再設置することに合意した。インドはこの決定に対して留保を表明した。

前回の第 12 回 CCCF において第 39 回分析・サンプリング法部会 (CCMAS) (2018 年) に付託した、魚類中のメチル水銀の最大基準値に関するサンプリングプランについては、議題 15 で議論することとなった。

議題 3. FAO 及び WHO (JECFA (FAO/WHO 食品添加物専門家会議) を含む) からの関心事項

前回の第 12 回 CCCF 以降、汚染物質に関連した JECFA の評価は行われていないこと、第 80 回 JECFA (2015 年) で評価されたピロリジジナルカロイド類に関するモノグラフは 2019 年 6 月に公表予定であることが報告された。

また、シガテラ食中毒に関する専門家会合 (2018 年) の報告書は 2019 年の第 3 四半期に公表予定であること、JECFA がリスク評価手法の改善に取り組んでいることについて情報提供があった。

議題 4. その他の国際機関からの関心事項

国際原子力機関 (IAEA) は、平常時 (原発事故等の緊急時ではない) の食品中の放射線の管理に係る技術文書の策定を進めているが、この中で食品安全と貿易の側面から慎重な検討を要していること、また、緊急時における関連の基準との整合性の確保も重要とされていることを説明し、平常時の天然及び人工的放射性物質についての情報を提供する文書を CCCF が作成することを提案した。

発言した全ての国がこの提案を支持し、我が国もこの状態を受け、積極的に発言し、作業部会の任務の明確化に貢献した。

EWG (議長: EU、共同議長: 日本) を設置し、以下の情報を含む文書を次回 CCCF までに作成することに合意した。

- 平常時に、食品 (飲用水を含む) 及び飼料から検出される人為的及び天然由来の放射性物質について、事実情報を提供
- 上記に関連する課題を特定 (食品及び飼料の安全性、飼料から畜産物への放射性物質の移行、食品摂取による消費者への健康影響の可能性、貿易上の課題等)

なお、部会は、本文書は基準値設定に関する事項は含まないこと、本討議文書作成により期待される成果として次のことを確認した。

- 平常時の食品及び飼料中の放射性物質の検出及び関連する事項に関する理解増進
- 次回 CCCF が十分な情報に基づき今後の活動を決めるための適切な情報提供

議題 5. 食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関する一般規格 (GSCTFF) (CXS 193-1995) の中の特定の品目中の鉛の最大基準値の原案 (ステップ 4)

第 73 回 JECFA (2010 年) の評価結果を受けて、GSCTFF* に収載されている食品中の鉛の最大基準値 (ML) 改定 (合理的に達成可能なできるだけ低い水準への見直し) するもの。今次会合では、ワイン及び食用内臓の改定原案を検討した。

※GSCTFF: 食品及び飼料中の汚染物質の ML 設定の規準や、総会で採択された ML が収載されているコーデックス規格

議論の結果、以下のとおり改定し、第 42 回 CAC にステップ 5/8 で最終採択を諮ることに合意した。

品目	現行	改定	備考
ワイン	0.2 mg/kg	0.1 mg/kg	ML の採択 (2019 年 7 月) 後に収穫されたブドウを原料とするものに適用
酒精度強化ワイン／リキュールワイン	-	0.15 mg/kg	
ワイン(ワイン及び酒精度強化ワイン／リキュールワイン)	0.2 mg/kg	0.2 mg/kg	<u>2019 年 7 月前に収穫されたブドウを原料とするものに適用</u>
牛の内臓	0.5 mg/kg	0.2 mg/kg	CXM 4-1989 の定義を使用
豚の内臓	0.5 mg/kg	0.15 mg/kg	CXM 4-1989 の定義を使用
家禽の内臓	0.5 mg/kg	0.1 mg/kg	CXM 4-1989 の定義を使用

なお、我が国は、ワインの改定案の検討や内臓の定義の議論において、案を支持する具体的な根拠や事例を示し、合意形成に貢献した。

議題 6. チョコレート及びカカオ由来製品中のカドミウムの最大基準値原案（ステップ 4）

第 41 回 CAC は、総乾燥カカオ固形分が 50%以上 70%未満である又はその旨の表示があるチョコレート中のカドミウムの ML: 0.8 mg/kg、総乾燥カカオ固形分が 70%以上である又はその旨の表示があるチョコレートの ML: 0.9 mg/kg を最終採択した。

今次会合では、総乾燥カカオ固形分が 30%未満のチョコレート、総乾燥カカオ固形分が 30%以上 50%未満のチョコレート及びカカオパウダー（総乾燥カカオ固形分 100%）の ML 原案を議論した。

EWG 議長（エクアドル）は、EWG で原案の合意に至らなかったことから、議論の延期や第 41 回 CAC で採択した ML の再検討、作業中止を提案したが、部会は議論の延期や中止を望まなかった。この状況を受けて、部会議長が既に採択された ML を基に、総カカオ固形分の比率に応じた ML 案（総乾燥カカオ固形分 30%未満のチョコレートの ML: 0.3 mg/kg、総乾燥カカオ固形分が 30%以上 50%未満のチョコレート: 0.5 mg/kg、カカオパウダー: 1.5 mg/kg）を新たに提案した。

議論の結果、総乾燥カカオ固形分 30%未満のチョコレートの ML を 0.3 mg/kg とし、第 42 回 CAC にステップ 5/8 で最終採択を諮ることに合意した。EU、ノルウェーは域内で消費者の健康保護のためにより低い ML を採用していること、エクアドルはラテンアメリカ、カリブ海地域の違反率が高いことを理由に留保を表明した。

総乾燥カカオ固形分が 30%以上 50%未満のチョコレート、カカオパウダーについては合意に至らず、EWG（議長：エクアドル、共同議長：ガーナ）を再設置し検討を継続すること、EWG での検討のため継続的なデータ提出を推奨することに合意した。

なお、次回会合で最終合意に至らなければ、議題 14 で議論される実施規範が策定され、実行されるまで、ML の策定作業を中止することに合意した。

議題 7. 精製油及び精製油を原料とする製品中の 3-モノクロプロパン-1,2-ジオール エステル類 (3-MCPDEs) 及びグリシジルエステル類 (GEs) の低減に関する実施 規範案 (ステップ 7)

第 41 回 CAC において、①油脂原料の生産、②搾油・精製、③精製後の処理、④加工食品の製造にあたっての選定及び使用の各段階における 3-MCPDE 及び GE 低減対策を盛り込んだ実施規範原案がステップ 5 で予備採択された。

今次会合では、我が国を含む各国から提出された情報、データに基づいて、EWG が修正した案が検討された。

議論の結果、各国から提出されたコメントに従って、必要な修正を行った上で、第 42 回 CAC にステップ 8 で最終採択を諮ることに合意した。

我が国は、本実施規範の作成にあたり、植物油、加工油脂、魚油、乳児用調製乳等の関係事業者と連携して低減技術に関する情報を継続的に提供したほか、本文の記述について、既存の実施規範との整合性や明確化の観点から修正を提案し、反映した。

議題 8. 直接消費用落花生中の総アフラトキシンの最大基準値原案及び関連するサン プリングプラン (ステップ 4 に留め置き)

前回の第 12 回 CCCF において、落花生中のアフラトキシンの防止及び低減に関する実施規範 (CXC 55-2004) を確実に実行するために ML 原案をステップ 4 に留め置くこと、3 年後に JECFA がデータコールを行うこと、第 15 回 CCCF (2021 年) で検討するためにデータが提出された段階で EWG を再設置することに合意。部会は、今次会合では議論しないことを確認した。(議題 2 参照)

議題 9. ナツメグ、乾燥トウガラシ及びパプリカ、ショウガ、コショウ及びターメリ ック中の総アフラトキシ及びオクラトキシ A の最大基準値原案及び関連する サンプリングプラン (ステップ 4 に留め置き)

前回の第 12 回 CCCF において、香辛料中のかび毒汚染の防止及び低減に関する実施規範 (CXC 78-2017) を各国が実施する時間を確保するため ML 原案をステップ 4 に留め置くこと、3 年後に JECFA がデータコールを行うこと、将来の CCCF において原案を検討するためデータが提出された段階で EWG を再設置することに合意した。部会は、今次会合では議論しないことを確認した。

議題 10. 規制値又は確立されたリスク管理の枠組みがない食品汚染物質の事例にお けるリスクアナリシスに関するガイドライン案 (ステップ 7)

ニュージーランドが、食品中に低濃度で意図せずに (inadvertently) 存在する化学物質に対し、国際的に調和した方法でリスクアナリシスを進めていくべきとしてガイドラインの作成を提案し、作業を開始したもので、第 41 回 CAC (2018 年) でガイドライン原案が一部保留のままで、ステップ 5 で予備採択された。

今次会合の前日に、物理的作業部会が開催され、関心国が集まり、EWG が作成した修正案について、実質的な議論が行われた。

我が国は、カットオフ値 (注: リスク管理の対象となっていない想定外の食品汚染

物質が検出された際に、さらなるリスク管理の要否を判断する物質の濃度)は汚染物質の毒性や各国の食品消費の状況等に応じてケースバイケースで設定されるべきであり、また、コーデックスで ML が設定されていない汚染物質の実質上の ML として利用される懸念があることから、ガイドライン中には規定の値 (1 µg/kg) を設けず、カットオフ値の導出の考え方を記載すべきことを提案。この提案を支持する国もあったものの、全ての国が整合した考え方で調和した対応をとるためのガイドラインを提供することを目的とした本文書の趣旨に沿わないとして幅広い支持は得られず、カットオフ値をガイドラインに明記することが合意された。ただし、カットオフ値に関してはリスク管理措置が必要かどうか判断するための指標値であること等の注釈をつけることとなった。その他、物理的作業部会では、タイトル、適用範囲、決定樹等について議論し、必要な修正を行い、物理的作業部会の報告書として修正案 (CRD3) を本会議に報告した。

本会議では、物理的作業部会の修正案について、さらに必要な修正をした上で、第 42 回 CAC にステップ 8 で最終採択を諮ることに合意した。なお、ガイドラインのタイトルは、最終的に「規制値のない場合の食品汚染物質の検出事例後における迅速なリスクアナリシスに関するガイドライン」となった。

参考：カットオフ値 (1 µg/kg) の導出根拠

- TTC (毒性学的懸念の閾値) アプローチにおいて、遺伝毒性がある又は発がん性の可能性がある化学物質には、最も低い TTC 値である 0.0025 µg/kg 体重/日が適用される。本ガイドラインでは、この値を消費者の健康保護の観点から、最も保守的な閾値として採用。
- コーデックス文書 (GSCTFF) で成人の年間食品消費量として 550 kg が採用されていることから 1 日当たり 1.5 kg/日とし、WHO 文書 (EHC 240) で採用されている成人の平均体重 60 kg を用いて、成人の食品消費量として 25 g/kg 体重/日を導出。
- 食品消費量のうち、汚染されている食品の割合を 10% (0.1) と仮定。

以上の値を用いて、以下の式からカットオフ値を 1 µg/kg と導出。

$$0.0025 \text{ µg/kg 体重/日} \div (25 \text{ g/kg 体重/日} \times 0.1) = 0.001 \text{ µg/g} = \underline{1 \text{ µg/kg}}$$

議題 11. 優先順位付けアプローチによる品目中の鉛の最大基準値の新規設定に関する討議文書

前回の第 12 回 CCCF において、EWG を設置し、消費者の鉛暴露の低減と国際貿易の重要性、データの利用可能性等を考慮して討議文書及びプロジェクトドキュメントを作成し、優先度が高いと特定された品目の ML 原案を作成することに合意した。

今次会合では、EWG が、直近 10 年の世界的な含有実態データ、各品目からの鉛暴露、国際貿易への影響を考慮し、選定した以下の 8 品目について ML 策定の新規作業を開始すべきかどうかを議論した。

- 香辛料 (スパイス) 及びハーブ類
- 卵及び卵製品

- 穀粉及びでんぷん
- 砂糖類及び菓子類（カカオを除く）
- 海産食品（甲殻類、二枚貝、頭足類）
- 茶類及びハーブティー類
- カカオ及びカカオ製品
- 加工魚類（冷凍魚、切り身を除く）

我が国が、8品目のML策定は本部会の作業負荷が大きく、GSCTFFに定めるML設定の規準に従い、一次産品に既に鉛のMLが設定されている加工食品については優先度を下げること提案した結果、EWG議長国（ブラジル）がこれを支持した。

議論の結果、①乳幼児用食品、②スパイス類及びハーブ類、③卵、④砂糖類及び菓子類の4品目のML設定の新規作業を第42回CACに諮ること、EWG（議長：ブラジル）を設置し、次回会合において検討するML原案を策定することに合意した。

また、4品目については対象となる食品の範囲が広いことから、MLを設定すべき細目分類を検討するためデータコールを行うこと、4品目の作業が完了したらその他の品目についてもML策定を検討すること、にそれぞれ合意した。

議題 12. キノア中の鉛及びカドミウムに関する討議文書

JECFA 事務局の人的資源の不足から討議文書が作成されなかったが、残留農薬部会（CCPR）や食品残留動物用医薬品部会（CCRVDF）において、残留の類似性を考慮して分類した食品群において、主要な品目の残留データをもとに、当該食品群に属する品目全てに適用できる基準値を設定する取組が行われていることを受けて、本部会においても穀類の汚染物質の基準値をキノアに外挿できるかどうか議論した。

我が国から、農薬と重金属では汚染の経路や機序が異なること、キノアは疑似穀類でありイネ科の穀類とは生育特性や重金属の吸収性が異なることなどを指摘し、部会として単純な外挿はできないとの見解を共有した。

結果、JECFA がキノア中の鉛及びカドミウムに関してデータコールを行い、JECFA 事務局がコーデックス事務局の支援の下で討議文書を作成し、次回会合で検討することに合意した。

議題 13. 食品中の鉛汚染の防止及び低減に関する実施規範（CXC 56-2004）の改訂に関する討議文書

食品からの鉛暴露のさらなる低減に資するため、既存の実施規範の改訂について、討議文書に基づいて議論した。

部会は、規範の改訂を正当化する鉛の暴露源や低減対策に関する十分な情報があることから、規範の改訂を新規作業として第42回CACに諮ること、EWG（議長：米国、共同議長：英国、日本）が討議文書を基に改訂原案を作成することに合意した。

議題 14. カカオ中のカドミウム汚染の防止及び低減に関する実施規範の策定に関する討議文書

カカオ中のカドミウム汚染の防止及び低減のため対策について、EWG（議長：ペルー）が策定した討議文書に基づいて、実施規範の策定が可能かどうかを議論した。

EWG 議長は、規範の対象範囲は、カカオの栽培から収穫後の発酵、乾燥、保管までとし、チョコレート等の加工工程での対策は現時点では規範に含めないことを提案。カカオ豆及びカカオ製品中のカドミウムの低減、チョコレート中のカドミウムの ML の実施と遵守の促進のために、規範策定が必要であるとの EWG 議長の提案について、我が国を含めて多くの国が支持した。

部会は、規範の策定を新規作業として第 42 回 CAC に諮ること、EWG（議長：ペルー、共同議長：ガーナ、エクアドル）が規範原案を作成することに合意した。

議題 15. 追加の魚種中のメチル水銀の最大基準値の設定に関する討議文書

第 41 回 CAC でメチル水銀の ML が最終採択されたマグロ類、キンメダイ、マカジキ類及びサメ類以外の「その他の魚種」への ML 設定を検討するため、魚種の優先度について検討した。

討議文書を作成した EWG 議長（ニュージーランド）は、「その他の魚種」についてはメチル水銀のデータが限られており ML の提案が困難であることを説明した上で、討議文書で勧告した作業計画は極めて野心的なものであり、提出されたデータに左右されることから、新たなデータが利用可能となるまで ML の策定作業を延期し、ML の策定が可能かどうか検討するための討議文書の作成を提案。部会はこの提案を支持し、魚類中のメチル水銀データの提出を奨励することを確認。我が国は、生産量ではなく貿易量に基づく優先順位付け（貿易量のデータを提出）や消費量が多い場合に健康に悪影響を及ぼす可能性のある物質を含む魚種が優先リストに含まれていることに留意することを提案した。

JECFA がデータコールをした上で、各国（我が国を含む）のコメントを考慮し、EWG（議長：ニュージーランド、共同議長：カナダ）が新たなデータに基づいて、追加の魚種に ML 設定が可能かどうか検討するための討議文書を作成することに合意した。

また、CCMAS からの指摘事項を受けて、関心国が集まり、魚類中のメチル水銀のサンプリングプランについて非公式に議論した。我が国は、経済的な理由から大型魚類（マグロ等）は尾部の筋肉をサンプルとすることを提案した。部会では、EWG 議長が非公式会合の結果として、ロット内の個体間のメチル水銀濃度のばらつきや、個体全体を分析すべきか可食部の特定の一部を分析すべきか等についての知見が十分ではないこと、GSCTFF に収載されているその他の汚染物質のサンプリングプランと多くの点で不整合があること等を報告した。結果として、上記議題 15 の EWG で本件についても議論することに合意した。

議題 16. キャッサバ及びキャッサバ加工品中のシアン化水素酸の最大基準値の設定及びこれら食品中のかび毒含有実態に関する討議文書

アフリカ地域調整部会（CCAFRICA）からの付託事項である、発酵調理キャッサバ

製品の地域規格原案におけるシアン化水素（HCN）及びかび毒の ML について議論するため、発酵キャッサバ製品中の HCN の ML の必要性及び実行可能性について EWG 議長（ナイジェリア）が作成した討議文書を議論した。

議論の結果、EWG（議長：ナイジェリア、共同議長：ガーナ）を設置し、シアン化水素の ML の必要性についてさらに検討するための発酵キャッサバ製品に関する背景情報、キャッサバ及びキャッサバ製品中のかび毒汚染の防止、低減技術に関する実施規範の策定が可能か検討するための低減技術に関する討議文書を作成することに合意した。

議題 17. 穀類（小麦、トウモロコシ、ソルガム及びコメ）、穀粉、乳幼児向け穀類加工品中の総アフラトキシンの最大基準値の設定に関する討議文書

EWG（議長：ブラジル、共同議長：インド）が作成した討議文書に基づいて、優先してアフラトキシンの ML を策定する品目について議論した。

EWG からは、加工向けトウモロコシ、トウモロコシのフラワー、ミール、セモリナ及びフレーク、玄米、精米、加工向け小麦、小麦のフラワー、ミール、セモリナ及びフレーク（全粒粉を除く）、乳幼児向け穀類加工品の ML 策定が提案されていたが、作業量が多いことを考慮し、小麦及び小麦製品の ML 策定は先送りすること、その一方でソルガムは世界の多くの地域で主食となっていることから ML を策定することに合意した。

米粉を ML 設定の対象にするかどうかを議論し、我が国は Codex における米粉の定義が存在しないこと、米粉がどのように製造されているか（精米又は玄米のみを原料とする、それらに澱粉を混ぜる等）によって汚染濃度が異なる可能性があることを指摘。結果、今後各国からそれらを明示した上で米粉データを収集し、将来的に ML の設定の必要性を検討することを確認した。

第 42 回 CAC に今回決定した品目に関する新規作業の承認を諮り、EWG（議長：ブラジル、共同議長：インド）が ML 原案を策定すること、小麦や小麦製品、米粉等を含むすべての穀類、穀類加工品を対象にデータコールを行うこと、今回決定した品目の作業が終了したら、小麦や小麦製品、米粉等の残りの穀類、穀類製品の ML 策定を検討することに合意した。

議題 18. 最大基準値の策定のためのデータ解析に関する一般ガイドライン

前回の第 12 回 CCCF において、ML 設定に関する EWG の議長向けにデータ解析に関する一般ガイドラインを策定するための EWG を設置することが合意された。

しかし、EWG が開催されなかったことからガイドライン原案が作成されず、今次会合では、EWG 議長（EU）が作成した文書に基づいて、ガイドラインにおいて考慮すべき要素についての総合的な議論のみを行った。我が国もこれまでの各種 ML 設定（例：コメ中無機ヒ素）に関する EWG 議長の経験等に基づいて、異なる地域や年のデータセットの取り扱い、それらの複数のデータセットを統合する場合のガイダンスの必要性等を提案した。

議論の結果、ガイドラインの範囲にデータ収集の改善を含め、再度、EWG（議長：

EU、共同議長：日本、米国、オランダ）を設置し原案を作成することに合意した。ガイドラインでは、データ作成に関する地域間の能力も考慮することを確認した。

議題 19(a). JECFA による評価のための汚染物質及び自然毒の優先リスト

会期中の作業部会において議論し、優先リストを改訂した。

無機ヒ素の非発がん影響の評価については有機ヒ素を含めたヒ素としての評価とすること、優先リストの中でも、麦角アルカロイド、ヒ素、ダイオキシン及びダイオキシン様 PCB の評価を優先度が高い事項とすることに合意した。

議題 19(b). JECFA の評価結果に対するフォローアップ作業

今次会合ではフォローアップが必要な JECFA の評価結果がないことを確認した。

議題 20. CCCF の今後の作業計画

ホスト国（オランダ）、コーデックス事務局及び JECFA 事務局が策定した、CCCF の今後の作業計画について議論した。

	議論	CCCF への勧告
A. CCCF で検討されていない、主要食糧と汚染物質の組合せの特定	科学論文で報告された又は全国的な調査を通じて確認された、特定の主要食糧の汚染の可能性を体系的に調査し、公衆衛生上の懸念があるが、CCCF で議論されていない主要食糧と汚染物質の組合せがあるかどうか特定するためのアプローチの利用	このアプローチが公衆衛生の観点から CCCF の作業の重要なトピックを特定し、将来実施する作業計画に取り込むための適切な枠組みを提供するかどうか検討すること。
B. 改定（改訂）が必要な既存の ML 及び実施規範（COP）のレビュー	既存の ML 及び COP を改定（改訂）する時期や理由に関する規準を含む体系的なアプローチの開発（例えば、更新の要因となる新たな情報を提出するためのシステムの開発）	既存の基準のレビューの必要性を特定するための体系的なアプローチを開発すべきかどうか、開発する場合にはこのアプローチに何を含めるべきか検討すること。
C. COP の実行状況の評価	以下について、規格及び通商開発機構（STDF）の研究プロジェクトを活用 （途上国における）COP の実施状況の評価 - COP の実施における手続き上の実行可能性と困難性の特定 - COP の中の利用されている部分や変更の必要がある部分の特定 - 新規の COP の作成時に、実施を促進するために従うべき規準の策定	研究プロジェクトの基本方針に合意すること。 どの COP について評価することが適当か検討すること、どの国が本プロジェクトに参画を希望するか検討すること。

	議論	CCCF への勧告
D. 今後想定されるその他のトピック	想定される今後の議題 - 植物性自然毒（ヒポリジジンアルカロイド類を除く） （例：はちみつのグラヤノトキシン、ケシの実のアヘン、アプリコットカーネルの青酸配糖体） - 海産毒（例：シガテラ毒素） - 容器包装物質又は食品接触物質 - 主要飼料と汚染物質の組合せの特定 - 食品生産における新技術 （例：人工肉）	これらの議題を新規作業とすること。 新規作業とする場合、短期的課題か、長期的課題か決定すること。

A については、ホスト国、コーデックス事務局、JECFA 事務局が共同で、各国からのコメント等を考慮して、次回会合（第 14 回 CCCF）で報告することに合意した。

B については、EWG（議長：カナダ、共同議長：日本、アメリカ）を設置し、レビューが必要なコーデックス基準を同定するためのアプローチの案を作成し、次回会合で検討することに合意した。

C については、実施規範の実行状況を評価するためパイロットプロジェクトを立ち上げることとし、プロジェクト案の詳細は、ホスト国、コーデックス事務局、JECFA 事務局が、EU、ケニア、セネガル、米国の支援の下で作成し、次回会合で検討することに合意した。

D については、候補のリストとしての目的に留め、現時点ではアクションをとらないことを確認した。

議題 21. その他の議題及び今後の作業

提案されたその他の議題はなかった。

議題 22. 次回会合の日程及び開催地

第 14 回 CCCF は、2020 年 4 月下旬にユトレヒト（オランダ）で開催される予定。

議題 23. 報告書の採択

我が国の発言や議論の結果が報告書に適切に反映されるよう対応した。

食品汚染物質部会（CCCCF）の作業の概要及び状況

責任者	目的	事項	ステップ
加盟国及び オブザーバー 第 77 回 CCEXEC 第 42 回 CAC	コメント クリティカルレビュー 採択 修正 廃止	GSCTFF 中の特定品目中の鉛の ML の改定原案	5/8
		ワインの ML の修正	-
		改定に伴う GSCTFF 中の特定品目中 の鉛の ML の廃止	-
加盟国及び オブザーバー 第 77 回 CCEXEC 第 42 回 CAC	コメント クリティカルレビュー 採択	チョコレート的一部分類中のカドミウ ムの ML 原案	5/8
加盟国及び オブザーバー 第 77 回 CCEXEC 第 42 回 CAC	コメント クリティカルレビュー 採択	精製油及び精製油を原料とする製品中 の 3-MCPDEs 及び GEs の低減に関す る実施規範案	8
加盟国及び オブザーバー 第 77 回 CCEXEC 第 42 回 CAC	コメント クリティカルレビュー 採択	規制値のない場合の食品汚染物質の検 出事例後における迅速なリスクアナリ シスに関するガイドライン案	8
加盟国及び オブザーバー 第 14 回 CCCC	-	直接消費用落花生中の総アフラトキシ ンの ML 原案及び関連するサンプリ ングプラン	4
加盟国及び オブザーバー 第 14 回 CCCC	-	ナツメグ、乾燥トウガラシ及びパプリ カ、ショウガ、コショウ及びターメリ ック中の総アフラトキシン及びオクラ トキシン A の ML 原案及び関連するサ ンプリングプラン	4
EWG（エクアドル 及びガーナ） 加盟国及び オブザーバー 第 14 回 CCCC	議論 コメント 検討	チョコレート及びカカオ由来製品中の カドミウムの ML	2/3
第 77 回 CCEXEC 第 42 回 CAC EWG（ブラジル） 加盟国及び オブザーバー 第 14 回 CCCC	クリティカルレビュー 承認 議論 コメント 検討	一部の穀類及び穀類製品（乳幼児用食 品を含む）中の総アフラトキシンの ML	1/2/3
第 77 回 CCEXEC 第 42 回 CAC EWG（ブラジル） 加盟国及び オブザーバー 第 14 回 CCCC	クリティカルレビュー 承認 議論 コメント 検討	一部の食品分類中の鉛の ML	1/2/3

責任者	目的	事項	ステップ
第 77 回 CCEXEC 第 42 回 CAC EWG (米国、英国、日本) 加盟国及びオブザーバー 第 14 回 CCCF	クリティカルレビュー 承認 議論 コメント 検討	食品中の鉛汚染の防止及び低減に関する実施規範 (CXC 56-2004) の改訂	1/2/3
第 77 回 CCEXEC 第 42 回 CAC EWG (ペルー、ガーナ、エクアドル) 加盟国及びオブザーバー 第 14 回 CCCF	クリティカルレビュー 承認 議論 コメント 検討	カカオ豆中のカドミウム汚染の防止及び低減に関する実施規範の策定	1/2/3
EWG (EU、日本) 第 14 回 CCCF	議論 検討	平常時における食品及び飼料中の放射性物質	-
EWG (ニュージーランド、カナダ) 第 14 回 CCCF	議論 検討	追加の魚種中のメチル水銀の ML	-
EWG (ナイジェリア、ガーナ) 第 14 回 CCCF	議論 検討	キャッサバ及びキャッサバ製品中のシアン化水素酸の ML 及びキャッサバ及びキャッサバ製品中のかび毒汚染の防止及び低減に関する実施規範	-
EWG (EU、日本、オランダ、米国) 第 14 回 CCCF	議論 検討	ML 策定のためのデータ解析及びデータ収集の改善に関するガイドライン	-
EWG (カナダ、日本、米国) 第 14 回 CCCF	議論 検討	CCCF が策定した規格及び関連文書の改定 (改訂) の必要性を特定するためのアプローチ	-
コーデックス事務局/JECFA 事務局 第 14 回 CCCF	議論 検討	キノア中のカドミウム及び鉛の ML	-
コーデックス事務局/JECFA 事務局/ ホスト国 第 14 回 CCCF	議論 検討	CCCF の今後の作業計画	-
JECFA 加盟国 第 14 回 CCCF	評価 コメント 検討	JECFA による評価のための汚染物質及び自然毒の優先リスト及び JECFA の評価結果に関するフォローアップ	-

FAO/WHO 合同食品規格計画 第 45 回食品表示部会

日時：2019 年 5 月 13 日（月）～ 5 月 17 日（金）

場所：オタワ（カナダ）

議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3	FAO と WHO の関心事項
4	コーデックス規格案における表示事項の検討（承認）
5	卸売用食品の容器の表示に関するガイダンス原案（ステップ 4）
6	包装の前面の栄養表示に関するガイドライン原案（ステップ 4）
7	インターネット販売/電子商取引（討議文書）
8	アレルゲン表示（討議文書）
9	技術革新を利用した食品表示（討議文書）
10	アルコール飲料の表示（討議文書）
11	脂質・糖類・ナトリウムの「高含有」表示（討議文書）
12	マルチパックされた製品の表示（討議文書）
13	CCFL における将来的な作業文書とその方向性（討議文書）
14	その他の事項
15	次回会合の日程及び開催地
16	報告書の採択

FAO/WHO 合同食品規格計画
第 45 回コーデックス食品表示部会 (CCFL) 概要

1. 日時及び開催場所

日時：2019 年 5 月 13 日（月）～ 5 月 17 日（金）

場所：オタワ（カナダ）

2. 参加国及び国際機関

55 加盟国、1 加盟機関、26 オブザーバー

3. 我が国からの出席者

消費者庁食品表示企画課	保健表示室	室長	森田 剛史
消費者庁食品表示企画課	保健表示室	食品表示調査官	保坂 弘子
農林水産省消費・安全局食品安全政策課	調査官		辻山 弥生
農林水産省消費・安全局食品安全政策課	国際基準室	国際基準専門官	
			丸野 吾郎

4. 概要

議題 1： 議題の採択

議題が採択された。

議題 2： コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項

(1) 食品衛生部会 (CCFH) からの付託事項

(経緯)

CCFH が検討している「食品事業者向け食品アレルギー管理に関する実施規範原案」において、食品表示に関する記載における予防的アレルギー表示の使用の適切性とその定義についての助言が求められていた。

(結果)

議題 8（アレルギー表示（討議文書））で議論することになった。

(2) 栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) からの付託事項

(経緯)

CCNFSDU が検討したバイオフィューフィケーション（生物学的栄養強化）の定義原案について、①食品表示部会 (CCFL) の要請に見合うものか、また②使用目的とどこに収載するのが適しているかについての明確化が求められていた。

(結果)

各国から、以下のようなコメントがあった。

- ・定義が広すぎる、対象が不明確である。
- ・現在この用語は既存のコーデックス文書及び検討している文書いずれにも使用されておらず、定義の必要性が明らかでない。
- ・「包装食品の表示に関する一般規格 (GSLPF) (CXS 1-1985)」、「栄養と健康に関する強調表示に関するガイドライン (CXG 23-1997)」及び「必須栄養素の食品への添加に関する一般原則 (CXG 9-1987)」は、バイオフィフィケーションの表示に適用可能である。
- ・定義原案は栄養強化のプロセスのみに言及しており、バイオアベイラビリティ (生物学的利用能) に言及していない。

(結論)

既存のコーデックス文書は十分にバイオフィフィケーションの表示をカバーしており、新たな定義は不要とされた。

議題 3 : FAO と WHO の関心事項

FAO からは、乳児用調製乳とフォローアップフォーミュラに使用されている大豆由来原材料と乳由来原材料の窒素-たんぱく質換算係数についての FAO/WHO 合同栄養専門家会議 (the Joint FAO/WHO Expert Meetings on Nutrition: JEMNU) を本年 7 月に開催する予定であること、国際食糧データシステムネットワーク (INFOODS) にて最新の食品組成データを提供していること等についての紹介があった。

また WHO からは、トランス脂肪酸の排除のための戦略的なアプローチを提供する行動パッケージを発表したこと、包装前面の栄養表示に関する指針原則マニュアルの案を公表したこと、「飲酒と健康に関する世界状況報告 2018 (Global status report on alcohol and health 2018)」において、2016 年のアルコール消費関連死がおよそ 300 万人に達している一方で、各国のアルコール飲料の表示は消費者に十分な情報を伝えるものになっていない旨言及していること等についての紹介があった。

議題 4 : コーデックス規格案における表示事項の検討 (承認)

CCFH の食品事業者向け食品アレルギー管理に関する実施規範原案の表示条項については、議題 8 で議論することになった。

穀類・豆類部会 (CCCPL) のキヌア規格の表示条項については、軽微な文言修正のうえで承認された。

CCNFSDU のフォローアップフォーミュラ規格 (CXS 156-1987) の改訂原案 (セ

クション A：年長乳児）の表示条項については、9.6.4 章の追加的要求事項における“cross promotion（異なる商品同士で販売促進をすること）の禁止”について、多くの国から、定義が不明確であること、cross promotion の制限はコーデックスの権限の範囲外であること等から、削除または趣旨の明確化を求める意見があり、議論の結果、“cross promotion”の定義を明確にするよう、CCNFSDU に差し戻すこととなった。その他については、一部の修正をもって承認された。

スパイス・料理用ハーブ部会（CCSCH）のニンニクの規格原案、バジルの規格原案、サフランの規格原案、クローブの規格原案、ショウガの規格原案及びオレガノの規格原案の表示条項における 8.3 及び 8.3.1 章の“country of origin/country of harvest”について、GSLPF では製品生産国は義務表示とされているのに対し、規格原案では製品生産国(country of origin)と原料収穫国(country of harvest)の両方とも表示必要なのか、又はどちらか一方のみ必要なのか明らかでないこと、8.5 章の検査マークに関する情報が不足していることから、CCSCH に差戻して明確化を求めることとされた。その他の部分については承認された。

議題 5：卸売用食品の容器の表示に関するガイダンス原案（ステップ 4）

（経緯）

第 41 回部会で、インドから新規作業としての提案があり、さらなる議論のために、既存のコーデックス文書では不足する部分を明確にした討議文書をインドが準備することで合意した。

第 42 回部会の討議文書においては、卸売用食品の容器については国ごとに様々な対応がとられており国際貿易上の負担となっていることから、「卸売用食品の容器の表示に関する一般規格」を作成する新規作業を開始することが提案されていたが、時間の制約により、本議題については議論されなかった。

第 43 回部会では、インドは、GSLPF に含めるための改訂作業を提案し、議論が行われ、多くの国から食品のトレーサビリティや食品安全の面で有益だとして本作業の開始を支持する意見が出された。

一方で、作成するガイダンスは業者間取引の促進や円滑なコミュニケーションに資するものであり、消費者への提供を目的とする食品の表示について規定した GSLPF に含める形ではなく、新たな独立した文書とすべきとの意見が出され、プロジェクトドキュメントのタイトルを「卸売用食品の容器の表示に関するガイダンスの策定」とし内容も一部修正、新規作業ととして、総会に諮ることに合意した。また、総会での承認を前提に、原案策定のために、インドを議長国、米国を共同議長国とした電子作業部会（EWG）を設置することに合意した。第 39 回総会は、これを新規作業として承認した。

第 44 回部会では、当該文書は、独立した文書とすることが合意された。EWG が

策定したガイダンスの原案については実質的な議論は行われず、インドを議長とし、米国とコスタリカを共同議長とする原案改定のための EWG を設けることに合意した。

今次部会では、本会合前日に物理作業部会がおこなわれ、EWG で合意を得られていない事項について議論がなされた。その結果（改定原案）が本会合に報告（議場配布文書（CRD2））された。

（結果）

1. 目的、2. 範囲は合意された。

3. 卸売用食品の容器の定義

「消費者への直接提供されることを意図していない容器を意味し、卸売用食品の容器に入っている食品はさらなる食品事業活動を経て消費者に提供される。」で合意された。

4. 一般原則

原案の7つの原則のうち、最後の原則の文章に、表示および添付文書等は「卸売用容器に入っている食品まで追跡可能であること」の文言の追記が提案され、修正の後、合意された。

5. 義務表示事項

食品の名称、ロット識別、内容物が卸売用の食品である旨、日付（食品安全や製品の清廉性に影響する場合）、食品関連事業者の名称と住所、複数の種類の食品が入っている場合はその旨の表示が規定された。

6. 容器上の表示以外の手段による情報提供が可能な事項

-卸売用食品から由来する包装食品の調整・表示のために必要な情報

-正味量

が規定された。

7. バルク輸送用コンテナ

新たな条項を設けることで合意された。

なお、このガイダンス原案を規格とするかガイドラインとするかについては、コーデックス事務局より、規格とガイドラインの重要性和意味については違いがないこと、また現行のコーデックス文書との整合性をとって一般規格としてはどうかとのコメントがあった。

（結論）

今次会合で大きな進展があったことから、第42回総会（2019年）にステップ5として採択を諮ることで合意した。なお、部会は、本文書完成後に、コーデックスの手続きマニュアルや関連規格の改正等が必要となる可能性があることを

確認した。

議題 6：包装の前面の栄養表示 (FOPNL) に関するガイドライン原案 (ステップ 4)

(経緯)

第 43 回部会においてコスタリカより、本作業は消費者が包装の前面に記載された簡易かつ科学的根拠に基づく情報により、適切な商品選択に資することを目的としており、国際食品貿易の促進の面でも必要であるとの説明があった。多くの国、FAO 及び WHO から新規作業を進めることが支持された。また、WHO から、各国における FOPNL に関する調査を実施中であり、有益な情報提供ができる旨の発言もあった。議論の結果、コスタリカを議長国、ニュージーランドを共同議長国とする EWG を設置し、WHO の作業を考慮した討議文書を準備し、議論することとなった。

前回部会では、EWG が取りまとめた、一部の国で使用されている FOPNL の調査結果に基づくプロジェクトドキュメント案が提出され、FOPNL の使用に関するガイドラインの作成に係る新規作業を総会に諮ることに合意した。また、総会での承認を前提に、原案策定のための EWG (議長：コスタリカ、共同議長：ニュージーランド) の設置に合意した。

今次部会では、EWG が策定したガイドライン原案のすべての条項を検討することや栄養表示に関するガイドライン (CXG 2-1985) を見直し、当該ガイドライン 5 章の栄養に関する補足的な情報の修正が必要かどうかを検討された。

(結果)

1. 目的

FOPNL が補足的な栄養情報の一形態であることを明確にするための修正がなされた。

2. 範囲

栄養表示に関するガイドライン (CXG 2-1985) の 5 章 (補足的栄養情報) の条文「補足的な栄養情報は任意であり、必ず栄養成分表示に追加して用いるものとする。ただし、ターゲット層の非識字率が高い場合や、栄養に関する知識が比較的乏しい場合はこの限りではない。」と一致していないことから、これを参照する旨を追加することになった。どの食品を FOPNL の対象から除外するかについては合意が得られなかった。

3. FOPNL の定義

概ね合意が得られたが、このうち、FOPNL の対象外となる表示事項 (3.2) の必要性については、合意が得られなかった。

4. 一般原則

合意が得られなかった。

5. その他 FOPNL システムを開発する際に考慮すべきその他の面

今回は議論されなかったが、FOPNL の実行は当該ガイドラインの範囲から外れている可能性があるため、今後検討が必要とされた。

(結論)

部会は、以下について合意した。

- ・作業をステップ3に差戻してEWG（議長：コスタリカ、共同議長：ニュージーランド）を設置して引続き検討する。
- ・次回会合の直前に物理的作業部会（PWG）を行う可能性がある。

議題7：インターネット販売/電子商取引（討議文書）

(経緯)

前回部会において、英国が昨今インターネット販売が増加していることを理由に、e-labelling（電子的表示）の必要性について発議し、多数の国が支持した。

これを受け、英国が討議文書を準備し、チリ、インド、ガーナ及び日本がその準備作業に協力することになった。

今次部会では、討議文書及びプロジェクトドキュメントが提示され、GSLPF にインターネット販売/電子商取引を介して販売される食品の表示を規定する補足文書を作成する新規作業が提案されていた。

(結果)

新規作業として検討を開始することに多くの支持があり、以下のような見解が示された。

- ・電子商取引の世界規模での成長と多様化が進む中で、食品安全を確保し消費者を保護するために、コーデックスが国際的ガイダンスを策定することは不可欠である。
- ・新規作業にあたり、この問題に関する他の国際的/地域的会合の関連作業との調和を確保するべきである。

(結論)

以下のとおり合意した。

- ・第42回総会で新規作業の承認を得るためにプロジェクトドキュメントを提出する。
- ・次回会合で検討する原案策定のためEWG（議長：英国、共同議長：チリ、ガーナ、インド、日本）を設置する。

・要すれば、PWG（議長：英国、共同議長：チリ、ガーナ、インド、日本）を次回会合の直前に開催する。

議題 8：アレルゲン表示（討議文書）

（経緯）

前回会合において、オーストラリアが討議文書を準備し、英国と米国がその準備作業に協力することになった。

今次部会では、GSLPF の見直し及びガイダンスの作成について、新規作業として提案された。

具体的に提案がなされているポイントとしては、以下が挙げられていた。

- ①規格の見直しについては、既存の規定の範囲、定義及び明確性について、表示上の表現、可読性及び用語の適切性等について並びに表示対象食品・成分リスト、同リスト上のグループ分けの明確化について
- ②ガイダンスの作成については、アレルゲンの可能性や助言についての表示に関する原則、規定等

（結果）

新規作業として作業を開始すること、並びに GSLPF 4.2.1.4 条の食品と原材料リストについて、リストへの追加と除外を評価するための基準が現在においても適切であるかどうか、リストに追加または削除する必要がある食品や原材料があるかどうか等について FAO/WHO に科学的助言を求めることに多くの支持が得られ、部会は、EWG（議長：オーストラリア、共同議長：英国及び米国）を設置し、GSLPF の改訂案及びガイドライン案の準備をおこなうことに合意した。

議題 2 において CCFH から求められていた事項（予防的アレルゲン表示の使用と定義）については、以下を通知することで合意した。

：現段階では適切な回答ができる状態ではないが、CCFL において予防的表示を含むアレルゲン表示に関する作業を開始すること、並びに FAO/WHO からの科学的助言を基に、GSLPF の食品及び原材料リストを改正する可能性があること。

議題 4 において CCFH から承認を求められていた食品アレルゲン管理の実施規範原案における表示事項については、承認することが合意された。

議題 9：技術革新を利用した食品表示（討議文書）

（経緯）

前回部会において、カナダが技術革新を利用した食品表示に関する討議文書を準備することになった。

カナダは、第 44 回部会後に各国に回付された情報提供依頼の結果に基づいて討議文書を作成し、①販売時点で提供されなければならない表示並びに時点及び方法に関しより柔軟に情報提供が可能となる表示に関する規準の策定、②

GSLPF におけるラベル (label) と表示 (labelling) の定義の見直し、③CCFL で策定されたガイドラインをレビューし、技術の利用を促進しうるような修正箇所の特定、の 3 点について新規作業が可能かどうか検討された。

(結果)

カナダは、この議題の範囲と、インターネット販売／電子商取引に関する文書との関連を明確にする必要があるため、現時点ではプロジェクトドキュメントを作成していないと述べた。

各国からは、以下のような意見があった。

- ・新規技術に対する消費者の理解及びアクセスを考慮に入れるべきであること。
- ・食品表示における革新的な技術の利用は、インターネット販売／電子商取引とは一部で重複があるが、それぞれ異なるものであるため、統合せずにそれぞれについて作業を進めることが重要であること。

(結論)

次回会合までに、カナダが作業範囲を明確にした討議文書を作成し、再度議論することで合意した。

議題 10：アルコール飲料の表示(討議文書)

(経緯)

前回部会ではアルコール飲料の表示について、WHO が提示した討議文書のいくつかの項目 (例：警告表示) は CCFL の権限ではないという懸念が示された。

特に、米国から、アルコール飲料の表示については各国政府に委ねられるべきであり、CCFL での今後の作業ではない、更に、対象を明確にするべきであるという強い懸念を示す意見があった。

最終的には、ロシアが討議文書を準備し、ガーナ、セネガル (特にアフリカは若者のアルコールの消費が増加しており、アルコール飲料の表示の必要性を強調。タンザニアなどからも支持する発言があった。)、インド及び EU がその準備作業に協力することとなった。

なお、ロシアからは「対象をどうするかは難しい問題であり、米国とも協力していく。」との発言があり、米国への一定の配慮があった。

今次部会では、討議文書において、今後の検討方針について、次の 5 つの選択肢が示された。

勧告 1 新たな規格の策定作業の開始

勧告 2 既存の規格 (「包装食品の表示に関するコーデックス一般規格」「栄養表示に関するガイドライン」) でのアルコール飲料の適用関係の整理及びア

アルコール含有量の表示・栄養表示の改訂の検討開始

勧告 3 既存の規格でのアルコール飲料の適用関係の整理及びアルコール含有量の表示の改訂の検討開始

勧告 4 既存の規格でのアルコール飲料の適用関係の整理の開始

勧告 5 新規作業を開始しない

(結果)

コーデックス事務局から以下のとおり説明があった。

- ・アルコール飲料はコーデックスの手続きマニュアル上も食品に含まれ、また食品安全に関する既存のコーデックス文書のなかには、既にアルコール飲料を扱っているものもあり、GSLPF や他の食品表示に係る規格はアルコール飲料にも適用される

- ・アルコール飲料の表示に係る各国の規制とコーデックス規格との調和は低いように思われる。そのため、GSLPF や他の食品表示に係る規格と、アルコール飲料の適切な表示の間にギャップがあるか、検討できるのではないか。

WHO は、世界中で推定 23 億人のアルコール飲料の消費者の健康を保護する必要がある。また消費者は情報に基づいて選択する権利を持つが、アルコールや栄養成分に関する情報を開示する国は限られるため、消費者が容易に理解できるアルコール表示が必要等の説明があった。

各国からはさまざまなコメントがあった。勧告 5 を支持するコメントは以下のとおり。なお、日本は勧告 5 を支持したが、勧告 5 を支持する国は米国など限定的であった。

- ・アルコール飲料は既存の規格で十分にカバーされており、アルコール飲料及びアルコール飲料に対する社会的価値観の多様性を考慮すると、コーデックスではなく国内レベルで取り扱うべきである。

- ・他の国際会議で、すでにアルコール飲料の表示に関する相当な作業が行われているため、現時点ではコーデックスの作業は必要ない。

勧告 1、2、4 又はアルコール含量の表示についてのみ新規作業を支持する国からは以下のコメントがあった。

- ・消費者がより情報に基づいた選択を行えるよう、GSLPF にアルコール含有量やアルコール消費の最低年齢に対応したアルコール表示ガイダンスを追加する必要がある。

- ・アルコール飲料は他の食品とは異なるため、表示によりアルコール消費に関連する健康上のリスクを消費者に知らせることが重要である。

- ・アルコール飲料が広く乱用または誤用されている国もあり、消費者が情報に基づいて選択できるようにするためには、表示に具体的で信頼できる情報が必要である。

また、多くの国から、討議文書が会合直前に出されたため、十分検討する時間がなかったとのコメントがあった。

(結論)

回付文書により各国に討議文書に対するコメントを求め、ロシア、EU、インドが、各国からのコメントに基づいて討議文書を改正し、次回会合で改めて検討することに合意した。

議題 11：脂質・糖類・ナトリウムの「高含有」表示(討議文書)

(経緯)

第 44 回部会では、脂質・糖類・ナトリウムの「高含有」の栄養記述を定義づけるための基準について、カナダが討議文書を準備し、インドがその準備作業に協力することになった。

カナダ及びインドにより、各国へのアンケートが回付され、その結果、「高含有」栄養記述の実態、関連するガイドライン、CCFL が取り組むべき問題とその理由等がまとめられ、調和の取れたアプローチや基準の開発の必要性が考えられる一方、様々な問題点も指摘された。

今次部会では、以下の事項が勧告されており、本件の取り扱いが議論された。

- 「高含有」栄養記述の範囲と対象とする用途を明確にする
- FOPNL 及び栄養プロファイリングに関する作業に関連して、今後の作業が必要な場合はその時期について合意する
- 今後の作業が必要と合意された場合
 - ・基準作成のための原則/ガイドラインを作成する
 - ・消費者の理解と使用を含む「高含有」表示の影響及びその他の使用の影響に関する根拠を必要に応じてレビューする

(結果)

各国からは以下のようなコメントがあった。

- ・CCNFSDU で栄養プロファイルに関する作業を行っていることを踏まえると、CCNFSDU が栄養プロファイルに関する議論を終了したのちに、新規作業の必要性を検討すべき。
- ・「高含有」表示は、FOPNL に関する作業の中で考慮されるものであり、FOPNL の作業がさらに進んだ後で取り上げるべき。
- ・「高含有」表示は通常、「高食物繊維」など、栄養素の摂取を促進するために使用される。この表示を消費者の健康に悪影響を及ぼす栄養素と一緒に使用すると、消費者に誤った認識を与え、かえって脂質等の消費量を増やす可能性がある。

(結論)

本議題は重要な事案ではあるが、FOPNL に関する作業や CCNFSDU での栄養プロフィールの作業との関連性が大きい事案であることから、これらの作業が進んでから再度検討することで合意した。

議題 12：マルチパックされた製品の表示(討議文書)

(経緯)

第 44 回部会では、コロンビアが発議を行い協力国を求めたが、どの国からも協力する声が無かったため、コロンビアが議長となり、今次部会で討議文書を提出していた。

(結果)

コロンビアは部会に対し、本議題について各国が慎重に検討できるよう、次回会合へ議論を延期するよう提案した。

各国からは、議事資料の提出が遅く検討する時間がなかった、卸売り食品の容器の表示に関するガイダンス案との関連性も考慮すべき等の意見が出された。

(結論)

部会は、既存の規格等とのギャップが不明のため、コロンビアが今次会合での議論を踏まえ討議文書を修正の上、次回会合で議論することに合意した。

議題 13：CCFL における将来的な作業文書とその方向性

(経緯)

第 43 回部会で、CCFL の将来的な方向性と作業を調査することに同意し、カナダが、部会の現在および将来の作業と同様に、進行していないいくつかの作業をまとめた文書を作成した。

今次部会では、インドがこの文書の更新を支援し、今後の方向性及び優先順位付けのためのアプローチ及びクライテリア案が提出されていた。

インドから、今後の案件の優先順位付けのクライテリア基準は CCFH と食品輸出入検査・認証制度部会 (CCFICS) の両方のアプローチに従って作成したとの説明があった。

(結論)

部会は、次回会合でのさらなる検討のために、CCFL の作業の評価および優先順位付けのためのアプローチ及びクライテリア案について、文書を回付し、コメントを求めることに合意した。

議題 14：その他の事項

特になし。

議題 15：次回会合の日程及び開催地

次回会合は、2020 年 10 月に開催予定である（場所は未定）。議題の増加により、現在 18 か月毎に開催されている部会を 12 か月毎に開催すべきとの意見も出され、議長国とコーデックス事務局が検討することになった。

(参考)

食品表示部会（CCFL）の作業と今後のアクション

事項	ステップ	今後のアクション
卸売用食品の容器の表示に関するガイダンス原案	5	第 77 回執行委員会 第 42 回総会
インターネット販売/電子商取引のガイドライン原案	1	第 77 回執行委員会 第 42 回総会
GSLPF の改定：アレルゲン表示及び予防的アレルゲン表示又は助言的表示のガイダンス	1	第 77 回執行委員会 第 42 回総会
包装の前面の栄養表示（FOPNL）に関するガイドライン原案	2/3	電子作業部会 （コスタリカ/ニュージーランド） 第 46 回 CCFL
インターネット販売/電子商取引のガイダンス原案	2/3	電子作業部会 （英国/チリ/インド /ガーナ/日本） 第 46 回 CCFL
GSLPF の改定：アレルゲン表示及び予防的アレルゲン表示又は助言的表示のガイダンス原案	—	電子作業部会 （オーストラリア/英国/米国） 第 46 回 CCFL
技術革新を利用した食品表示	討議文書	カナダ 第 46 回 CCFL
アルコール飲料の表示	討議文書	ロシア/EU /インド 第 46 回 CCFL
マルチパックされた製品の表示（アップデート）	討議文書	コロンビア 第 46 回 CCFL
CCFL における将来的な作業とその方向性（「高含有」表示を含む）	討議文書	英国 第 46 回 CCFL
CCFL の作業の評価と優先付けのためのクライテリア	—	第 46 回 CCFL

FAO/WHO 合同食品規格計画 第 40 回分析・サンプリング法部会

日時：2019 年 5 月 27 日（月）～5 月 31 日（金）

場所：ブダペスト（ハンガリー）

議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3	コーデックス規格の分析法条項の承認 乳製品の分析法の点検と更新 穀類・豆類の分析法の点検と更新 油脂の分析法の点検と更新
4	分析法及びサンプリングプラン承認のガイドライン
5	分析・サンプリング法規格（CXS 234-1999）の改定 — 前文及び構造
6	測定の不確かさのガイドライン（CXG 54-2004）の改定
7	サンプリングの一般ガイドライン（CXG 50-2004）の改定
8	分析法に関する国際機関間会合の報告
9	その他の事項及び今後の作業
10	次回会合の日程及び開催地
11	報告書の採択

FAO/WHO 合同食品規格計画
第 40 回コーデックス分析・サンプリング法部会報告書

令和元（2019）年 5 月 27 日（月）から同 5 月 31 日（金）にかけて、ブダペスト（ハンガリー）において開催された標記会合の概要を以下のとおり報告する。

本部会には、49 加盟国、1 加盟機関（EU（欧州連合））及び 12 国際組織が参加した。

我が国からの出席者は次のとおり。

農林水産省消費・安全局 食品安全政策課食品安全科学室長	浮穴 学宗
厚生労働省医薬・生活衛生局 生活衛生・食品安全企画課国際食品室長	永松 聡一郎
厚生労働省医薬・生活衛生局 食品監視安全課 輸出国査察専門官	石崎 由紀
国立医薬品食品衛生研究所 安全情報部第一室長	渡邊 敬浩

議題毎の議論の経過を、以下に報告する。

議題 1：議題の採択

討議文書に記載の仮議題がそのまま採択された。また、分析法に関する国際機関間会合（IAM）からの提案を受け、分析・サンプリング法規格（CXS 234-1999、以下 CXS 234。）をコーデックス委員会の単一の分析法参照規格とする作業を進めていることに関連し、分析・サンプリング部会（CCMAS）が、個別品目部会以外に、残留農薬部会（CCPR）、食品汚染物質部会（CCCF）、食品残留動物用医薬品部会（CCRVDF）、食品衛生部会（CCFH）、食品添加物部会（CCFA）が担当する分析・サンプリング法も検討する中心の部会となる可能性に関して、議場配付文書（CRD）4 に基づき、議題 9「その他の事項及び今後の作業」において議論されることが合意された。

議長からの提案を受け、1 日目に議題 2、議題 7、議題 3 の物理的作業部会（PWG）、議題 4 を、2 日目に議題 6、議題 8、議題 5 を、3 日目に議題 3、議題 7、議題 6 を議論することとなった。

議題 2：コーデックス総会及び他の部会からの付託事項

コーデックス事務局（以下、事務局）より、以下について報告があった。また、他の部会からの付託事項のうち、分析・サンプリング法の承認に関する事項及び分析・サンプリング法について助言を求められている事項に関しては議題 3 で議論することとされた。

1. 総会からの事項

第 39 回 CCMAS で議論された、測定の不確かさのガイドライン（CXG 54-2004、以下 CXG 54。）の改定及びサンプリングの一般ガイドライン（CXG 50-2004、以下 CXG 50。）の改定が、第 41 回総会（2018 年）において新規作業として採択されたことが報告され

た。

2. 他の部会からの事項

第 50 回 CCFH

魚類製品のヒスタミンのサンプリングプランの検討を、CCMAS による CXG 50 の改定作業が完了するまで延期すること、また、消費者の健康保護とサンプリングの実行可能性について、受け入れ可能なバランスをとることが課題となっていることが報告された。

第 24 回食品輸出入検査・認証制度部会（CCFICS）

CCFICS が食品の真正性・偽装に関連して検討を進めている旨報告があった。また、英国から、Food Authenticity Network（英国が中心となって開設している食品の真正性の判定のための分析法に関する専門家・分析機関のネットワーク）について紹介があり、各国で情報共有してもらいたい旨の依頼があった。

第 13 回 CCCF

第 39 回 CCMAS から得られた回答も含め検討した結果、魚類中のメチル水銀の検査のためのサンプリング法について、第 13 回 CCCF では結論が出ず、電子的作業部会（EWG）を設置しさらに検討するとともに、次回 CCCF において引き続き議論される旨報告があった。

議題 3：コーデックス規格の分析法条項の承認

以下の項目について、PWG の議長を務めた米国から検討結果について説明があり、続いて議論が行われた。

栄養・特殊用途食品部会（CCNFSDU）関係

（結果）

- ・乳児用調製乳及び特殊医療用乳児用調製乳の規格（CXS 72-1981）

ミネラル類（カルシウム、銅、鉄、マグネシウム、マンガン、リン、カリウム、ナトリウム、亜鉛）の分析法として、AOAC 2015.06/ISO 21424 | IDF 119 を Type II 分析法として承認し、AOAC 984.27 を承認せず削除した。また、AOAC 2011.14/ISO 15151 | IDF 229 について、Type III 分析法として承認したが、これら分析法については総会で採択する前に、CCNFSDU で検討するべきとした。

今回、ミネラル類を対象とする複数の分析法が Type II、Type III として提案されたことを受け、個々の分析法の承認を進めるのではなく、CCNFSDU により分析法の性能規準の設定が検討されるべきことが議論された。特に、ISO 8070 | IDF 119 については、乳児用調製乳を対象とした妥当性確認データがないことから、Type III とするか Type IV とするかが議論となった。今次部会では Type III としている現在の分類を変更しないが、分析法の性能規準の設定と合わせて CCNFSDU が検討する、あるいは次回 CCMAS において検討すべきとの結論になった。

ビタミン K の分析法について、AOAC 2015.06、ISO 21424 | IDF 119 を Type II 分析法として承認した。

葉酸の分析法について、AOAC 2011.06 を Type II、AOAC 992.05/EN 14131 を Type III として承認し、Type IV として CXS 234 に収載されていた 2 種類の分析法については、妥当性確認データがなくかつ、新たに Type II 分析法及び Type III 分析法が承認されることから適切でないとして削除した。

スパイス・料理用ハーブ部会（CCSCH）関係

（結果）

乾燥オレガノの規格案、乾燥した根、根茎、球根 - 乾燥しょうがの規格案、乾燥にんにくの規格案、乾燥バジルの規格案、乾燥クロウブの規格案、サフランの規格案について、同一でない複数の分析法が Type I として提案されたため、CCMAS は適正に判断することができなかった。多くの規格がステップ 5 で未だ議論中であること等を踏まえ、今次部会ではいずれの分析法も承認せず、CCSCH に対し、以下の点に留意した上での再検討を求めることで合意した。

- ・ 総灰分、酸不溶性灰分、揮発油等について、規格中では「乾燥状態で」と規定されていることから、CXS 234 に収載する分析法について、灰化や油分の測定前に水分含量の測定が必要であること。
- ・ 分析条項（Provision）は、その記載も含め、可能であれば一致させることが重要であること。例えば、動物のフンについて、既にスパイス・ハーブで承認されている分析条項に整合させ「Mammalian excreta」とするか、それとも「Excreta Mammalian」とするか検討が必要であること。同様に「植物性異物」とするか、それとも「異物」とするか検討が必要であること。
- ・ 動物のフンの分析法について、AOAC 993.27 は 10 グラム当たりの粒数をカウントする分析法であるのに対し、規格中では mg/kg(W/W)を測定する分析法であること。
- ・ 正しい分析法が参照されるよう、フォーマットやハイパーリンクは正確である必要があること。

油脂部会（CCFO）関係

（結果）

・ 名前の付いた植物油規格（CXS 210-1999）のバージン・パーム油と粗パーム核油における酸価及び遊離脂肪酸の分析法として、ISO 660、AOCS 3d-63、AOCS 5a-40 の 3 種の分析法がいずれも Type I として提案されたため、これらが同一であるか否かが議論になった。

AOCS 及び ISO から提供された情報によると、ISO 660 は AOCS の 2 つの方法の両方を含む、より幅広い分析法であり、「同一」の定義には完全に合致しなかった。しかし、化学的な観点からは同一の分析法と考えることができ同じ結果を導くとの説明に基

づき、3種の分析法をいずれも Type I で承認した。また、この議論に関連して議題4の分析法及びサンプリングプラン承認のガイドラインにおける「同一の分析法」の定義を拡張することになった。

CXS 234 の点検・更新に伴う乳製品の分析法の点検と更新

(経緯)

第38回 CCMAS は、CXS 234 の点検・更新について、CXS 234 を食品の特性等にあわせて便宜的に分割し、作業可能なパッケージを作成し、このパッケージごとに作業を行っていくことに合意した。まず、パイロットプロジェクトとして、乳製品の分析法について、国際酪農連盟 (IDF)、国際標準化機構 (ISO)、AOAC インターナショナル (AOACI) の協力の下、検討することとなった。第39回 CCMAS では、分析法の確認を行う PWG において、検討結果を IDF が提示した。それによると、コーデックス規格中に規格項目が定められていない分析法、規格の対象となる食品に対して妥当性確認がなされていない分析法、一貫していないフォーマット、単純な誤りなどがあることが判明した。PWG においても、代替が存在しない分析法などがあることが確認されたが、それらへの対処について合意は得られなかった。また、用語を明確化する必要があることについても判明した。

CCMAS は、EWG (共同議長：アメリカ、ニュージーランド) を設置し、乳製品分析法の点検を続けることに合意した。EWG は、現在の CXS 234 に収載されている乳製品分析法のいくつかに課題があることを特定し、それぞれについての対処を CCMAS に勧告していた。

- ・ CXS 234 の変更を提案するもの (変更を採択することを勧告)
- ・ 変更を必要とするものの、どのように変更するかを検討が必要なもの (CCMAS で議論し、対処を検討することを勧告)
- ・ 変更案にどの様に対処するか決定が必要なもの (代替法がない中での分析法の削除等) (CCMAS で議論し、対処を検討することを勧告)
- ・ 今回の EWG では点検されていない分析法 (点検、更新する必要があるかどうかの決定)

(結果)

- ・ CXS 234 中に収載されている分析条項に対応した規格項目が存在しないもの (乳製品中の鉄、バター中の銅、ホエイパウダー中の銅等) に関し、バターとホエイパウダー中の銅の分析法は削除することが合意された。乳製品中の鉄の分析法については、実際に規格項目が存在するのは食用カゼイン製品及び乳脂肪製品であり、これらの品目名に置き換えるべきとの意見もあったが、「乳製品」とした特段の事情があるかもしれないため、品目名を「乳製品」とした理由を乳及び乳製品部会 (CCMMP) に確認することとした。CCMMP は休会中のため、議長国であるニュージーランドに問い合わせることとなった。

- ・ 総脂肪、無脂乳固形分中の乳タンパク質などの分析値を得るためには、総固形分、総

脂肪、総タンパク質等複数の分析値を用いた計算が必要になる。しかし既存の CXS 234 ではそれぞれの分析値を得るための個々の分析法が複数行に分かれて記載されており、それら個別分析法で分析値が得られるとの誤解を避けるため、必要な分析法の全てを一行に一括して記載することになった。

- ・ CXS 234 に収載されている乳脂肪純度の分析法 ISO17678 | ASE202 等は、全ての乳製品に適用可能というわけではなく、分析法の妥当性確認データが存在しない品目への適用可能性について、今回点検できなかった分析法の検討とあわせ、次回会合で議論することとなった。また、今回検討したものの、変更を保留した分析法（Appendix II、パート 4）について、将来検討することとした。

- ・ 乳及び乳製品中のメラミンの分析法に関し、ELISA 法を追加承認すべきとの意見がナイジェリアからあり、次回 CCMAS で検討すべく、分析法の妥当性確認データの提出及び適切な性能規準の提出を奨励することとした。

次回 CCMAS でさらなる検討に向け、EWG（議長国：米国、共同議長国：ニュージーランド）を設置し、分析法の点検作業を継続することに合意した。

CXS 234 の点検・更新に伴う穀類及び豆類の分析法の点検と更新 (経緯)

第 39 回 CCMAS は、CXS 234 に収載されている穀類及び豆類の分析法の点検と更新をアメリカ穀物科学者研究会（AACCI）の協力の下進めることに合意した。AACCI が作成した討議文書では、グルテンフリー食品の分析法について以下の見直し提案がされていた。

・グルテンフリー食品におけるグルテンの分析法

これまで、R5 抗体（Mendez 抗体）を用いた ELISA 法が暫定的に Type I で規定されていたが、その後、分析法が妥当性確認され AACC 法及び AOAC 法として分析法規格が策定されている。このため、妥当性確認された食品の種類によって品目を分け、「トウモロコシ及びコメを主体としたグルテンフリー食品（非発酵）」中のグルテンの分析法を AOAC2012.01 及び AACC38-50.01、「エンバク（オート麦）を主体としたグルテンフリー食品（非発酵）」中のグルテンの分析法を AOAC 2018.15 とし、それぞれ Type I とすることが提案された。

(結果)

AACCI が提案したグルテンフリー食品の分析法の見直し案について、グルテン不耐症の人向け特殊用途食品の使用に関する規格（CXS 118-1979）が広範囲の食品をグルテンフリー表示の対象としていることを鑑み、CCNFSDU に検討を求めることに合意した。オブザーバー参加の欧州セリアック病協会（AOECS ; Association of European Coeliac Societies）がこれを支持した。

また、CCNFSDU に検討を求めることとしたため、次回の穀類及び豆類の分析法の点検と更新ではグルテンフリー食品の分析法を扱わないことで合意した。

次回 CCMAS でのさらなる検討に向け、AACCI が AOAC、ISO の協力の下、分析法の点検作業を継続することに合意した。

CXS 234 の点検・更新に伴う油脂の分析法の点検と更新

(経緯)

第 39 回 CCMAS は、CXS 234 に収載されている油脂の分析法の点検と更新を米国油化学会 (AOCS) の協力の下進めることに合意した。AOCS が作成した討議文書では、以下について CCMAS の見解が求められている。

- ・「技術的に同一 (Technically Identical)」と「技術的に同等 (Technically Equivalent)」の用語定義を明確化すること。

(同じ妥当性確認のデータが共有されていないが技術的に同一な複数の分析法が、同時に Type I を分類として収載されている場合がある。また、妥当性確認のデータは共有されており技術的に同一 (identical) とすべきであるが、試薬の使用法や試料量が異なる複数の分析法が、同時に Type I を分類として収載されている場合がある。同等性あるいは分類に関する現在のコーデックスの定義に従えば、Type I 分析法は 1 分析法しか承認できないので、それらの分析法を技術的に同等 (equivalent) と識別することは、すなわち Type I 以外に分類しなければならないことになる)。

- ・分析法の分類を Type II から Type III に変更可能かどうか。

(CXS 234 中で対象とする食品用の分析法であることが分析法規格中に明示されていない場合や、対象とする食品を用いた妥当性確認試験が行われていない分析法が Type II に分類の上、収載されている)。

- ・1 つの分析条項に対して 3 種の分析法が収載されており、そのうち補完関係にある 2 種の分析法を併用すると残り 1 種の分析法と「技術的に同一 (Technically Identical)」となる場合の記載方法の明確化。

(結果)

上記中主要な論点は議題 4「分析法及びサンプリングプラン承認のガイドライン」及び議題 5「分析サンプリング法規格 (CXS 234-1999) の改定—前文及び構造」の議論に関連する内容であったことから、本点検作業として個別の議論はされなかった。

今回の討議文書 (CX/MAS 40/19/3 Add.3) を基礎として、次回 CCMAS でのさらなる検討に向け、EWG (議長国：オランダ) を設置し、規格設定機関¹ (SDOs) の協力の下、点検作業を継続することに合意した。

議題 4. 分析法及びサンプリングプラン承認のガイドライン

(経緯)

¹ 国際標準化機構 (ISO)、AOAC インターナショナル、米国油化学会 (AOCS) など分析法の国際規格を開発策定している機関 (Standards developing organizations)。

第 39 回 CCMAS において、CXS 234 の点検及び更新のために以下について検討する
必要があり、そのために EWG（議長：米国）を設置することに合意した。

- ・ 経験的分析法（定義分析法）が 2 つ存在し、妥当性確認の程度が異なる場合、一方を Type I として承認し、もう一方を Type IV として承認すべきか、それとも一方だけを Type I として承認し、CXS 234 に収載すべきか。
- ・ 同一の品目、同一の分析条項に対し、2 つの異なる経験的分析法を Type IV として承認しても良いか。
- ・ 同一の品目、同一の分析条項に対し、2 つの異なる分析法が Type II で承認されている場合、それらを同等とみなしてよいか。

EWG が作成した討議文書に基き議論された。

（結果）

修正を加えたガイダンス文書について合意に至った。本ガイダンス文書は CCMAS による内部使用のため、情報提供文書（Information Document）として Codex ウェブサイトに掲載されることになった。なお、今後、本ガイダンス文書について課題が特定された場合には、その時点において、再度議論し見直すことも合意された。

これまでの CCMAS においては、専門家による議論をもとに、その判断によって分析法の承認並びにタイプ分類がされることもあった。こうしたその時々専門家による判断による承認は、ケースバイケースの判断として必要とされることもある。しかし、そのような承認の事案が蓄積するにつれ判断に至った経緯が不明となり、不整合が顕在化している。今後の CCMAS における透明性を確保した一貫した承認に、本ガイダンス文書は重要な役割を果たすことになる。

本ガイダンス文書の開発に当たり行われた主な議論は以下の通りである

- ・ 分析法が「同一」とする定義

2 種類の分析法を「同一」とみなすには、妥当性確認試験において同一のマトリックスを用いることによる同等の妥当性確認データが存在することが望まれる。しかし、仮に同等の妥当性確認データが無かったとしても、それだけを理由に、「同一」とみなさないことにはならない。

提案された定義は、「同一」とみなす条件を非常に厳しく制限しているので、実際の貿易において長く使用されている多くの分析法を CXS 234 から削除しないといけなくなり、貿易上の影響が生じうる。

このため、より柔軟な（フレキシブルな）定義とすべきである。

- ・ Type II 分析法がなく複数の Type III 分析法が示されている場合の Type III 分析法

手続きマニュアルによって、Type II の分析法は Type III の分析法から選択することが定義されている。この定義は、Type II として承認される可能性のある分析法が、先に Type III 分析法として承認・採択されている必要を意味していない。CCMAS はこれまでも Type II 分析法を直接承認している。

Type II 分析法が存在しない場合には、Type III 分析法は存在し得ないとの説明を残し、機器の供給や環境影響などの観点から Type II として承認することが適切でない分析法は、全ての懸念が解消されるまでの間、Type IV として承認できる。

また、複数の Type III 分析法の中から Type II 分析法を選択するための規準が不明確であることが課題として挙げられ、この課題を検討するための討議文書をスイスが作成する。

- ・コーデックス規格に分析条項が存在しないにもかかわらず分析法が存在する場合

事務局から、手続きマニュアルは、分析条項に対して分析法を特定することには言及しているものの、分析条項が数値である必要性については言及していない旨説明された。また、当時はそのように決定したしかるべき理由があったはずであり、休会中の部会からの分析法の見直しにおいて、単純な削除は貿易に影響を及ぼす可能性があること、まずは現状そうになっている理由を明らかにするべき旨の指摘があった。

これらの説明並びに指摘を踏まえ、手続きマニュアル中の記載「提案される全ての分析法は、コーデックス規格に対し直接の合目的性を有している必要がある (All proposed methods of analysis must have direct pertinence to the Codex Standard to which they are directed)」を基に、果実ジュースの真正性を決定するための分析法のような例もあることから、「分析法を承認するために、対応するコーデックス規格が必ずしも数値的な分析条項を有している必要性はない」と、より広く解釈することとした。

- ・CCMAS と SDOs のそれぞれの役割

CCMAS が適切な決定をできるよう SDOs が妥当性確認データ等の分析法に関する情報を提供すること。また、CRD5 により示された提供される情報の方向性は適切であり、SDOs による提供される情報をさらに規定する上で、ひな形として利用すべき旨の指摘があった。また、内容検討のために、会合の最低 2 ヶ月前までには、全ての文書が SDOs から CCMAS に提出されている必要がある。

- ・妥当性確認されていない分析法の Type I から Type IV への分類の変更

貿易に影響を与える可能性があるため、すでに CXS 234 に収載されている分析法を Type I から Type IV に変更することは、現実的ではない旨の意見があった。また、Type I として承認されている分析法の中には、ずっと昔に開発され、妥当性確認試験を行うことが困難な分析法もあるとの意見があった。

Type IV としても紛争解決の目的で使用する事ができるので問題ないとの意見があった一方で、妥当性確認データがないことで Type IV とするのであれば、紛争時に頼るべき分析法がないとの意見があった。CCMAS としては、現時点では、事案毎に検討することとした。

- ・その他部会からの分析法変更の提案

活動中の部会がある場合、理想的には、「他の部会からの付託事項」又は「分析法

承認」の議題として扱うために、各部会から CCMAS に提出されることが望ましい。もし直接 CCMAS に提案がされるのであれば、修辞上の変更でない限り、そのような分析法を総会での採択に諮る前に、合意を得るため該当する部会に勧告すべきである。この件に関する決定が、第 37 回 CCMAS 報告書 REP16/MAS、Appendix IV) においてされていることが確認された。

- ・分析法承認のためのガイダンス及び情報提供用のテンプレート

ガイダンスの改定案 (CRD27) と情報提供用のテンプレート案 (CRD28) に基づいて議論された。

分析法の「同一」の定義について、食品規格に含まれる規格項目を測定するために複数のアプローチがあり、それらがそれぞれ同一であると見なされていない場合には、同一と考えられる可能性を考慮して、第二の分析法とより規範的な分析法の詳細とをケースバイケースで比較する場合があることが注釈として盛り込まれた。また、規格項目として挙げられた食品成分の含量に応じて異なる分析法を必要とする（例えばカッテージチーズの分析法について、乳糖が 5%未満の場合に使用する分析法と、乳糖が 5%以上の場合に使用する分析法が異なる）場合、必要な情報を品目名の欄に記載し行を分けるように CXS234 の記載方法を変えることが合意され、原案 (CX/MAS 19/40/4) にあった「相互排他的 (mutually exclusive)」の定義を削除した。

分析法承認のためのガイダンス文書及び情報提供用テンプレートは、CCMAS の内部使用を目的とした情報提供文書とすること、また、当該ガイダンス文書は分析法承認の過程で生じた問題に対応し、今後にも必要に応じて修正することに合意した。

議題 5. CXS 234 の改定—前文及び構造

(経緯)

CXS 234 を、CCMAS の承認を経た分析法に関する単一の参照規格とし、他のコーデックス規格と同様のフォーマットとするため、本規格の改定作業を 2016 年より開始している。第 39 回 CCMAS において EWG (共同議長: ブラジル、ウルグアイ) を設置し、本規格の前文 (Preamble) 及び構造の案を作成した。本部会に先立って開催された PWG の報告 (CRD3) に基づき議論された。

(結果)

PWG が検討した以下の提案が合意された。

- ・序文の段落を整理し、脚注中の参考文献を適切に修正。
- ・対象範囲 (Scope) に、CCMAS の ToR にあわせ CXS 234 が対象としない分野 (残留農薬、残留動物医薬品、微生物的品質・衛生、食品添加物の規格) を明記。
- ・手続きマニュアルのとの重複を避けるため Type 分類の用語定義を削除。
- ・分析条項の定義を、“食品が規格に適合していることを確実にするために、分析によって確認される必要がある品目の属性 (Attribute of commodity that needs to be confirmed by analysis to ensure that it conforms to that standard)” と修正。
- ・分析法性能規準の用語定義の見出し語を本文と整合。

- ・ Part II の構造として、原案の Section I（目次）と Section IV（分析法の一覧表）の重複が大きいことから、1つの表（Section I）に集約したうえで、Section II（分析法性能規準）への参照を「Criteria/Type 欄」に記号「C」と表記、Section III（分析法の書き下し）への参照を「分析法欄」に記号「M」と表記することで合理化。

以上の合意に基づき、前文及び構造について、Step 5/8 で総会に採択を諮ることが合意された。

また、将来的に、食品添加物に関する一般規格（GSFA）や農薬の最大残留基準値に対して開発されているものを参考に、電子データベースに移行することが議論され、米国から、次回部会に向け、乳製品の分析法点検作業をもとにプロトタイプを作成する旨の提案があった。

議題 6：CXG 54 の改定の提案

（経緯）

第 37 回 CCMAS における測定の不確かさの推定手順に関する事例集作成の議論を契機として、測定の不確かさのガイドライン（CXG 54-2004。以下、CXG 54。）の改定が提案され、第 38 回 CCMAS では、EWG（議長：ドイツ）を設置し、CXG 54 の改定に関する新規作業提案文書及び CXG 54 の見直し案を作成することと、測定の不確かさの推定手順については情報提供文書として作成することが合意されていた。

第 39 回 CCMAS において、CXG 54 を内容の改善と明確化のために改定することに合意し、第 41 回総会で新規作業として採択された案件である。EWG（議長：ドイツ）から改定案が提示され、議論の結果、以下の（i）～（iv）を考慮し、手続きマニュアル及び既存文書との整合性、内容の正確性、聡明性を踏まえたガイドラインとして改定することが合意された。

- （i）測定結果を解釈するにあたり測定の不確かさを使用すること
- （ii）測定の不確かさとサンプリングプランの関連性
- （iii）サブサンプリングを含む試験室でのサンプリングのみを取り扱うこと
- （iv）できるだけシンプルなガイドラインであること

（結果）

残留農薬部会（CCPR）が開発した、“分析結果の不確かさの推定に関するガイドライン”（CXG 59-2006）にすでに収載されている、推定される不確かさの確からしさに関するガイダンスを新規収載する件、その他記載内容の正確さ、文書の体裁等について議論された。議論された内容のうち、不確かさが付随する分析結果と上限規格値との関係を、4つの状況に分けて示した図の取り扱いについては、各状況を明確に理解するための説明をガイドラインに含めることで検討が進められていた。しかし、今次部会に提出された討議文書では、測定の不確かさを使用した適合性評価における判断に関する説明が示されていた。測定の不確かさの幅の中に上限規格値が含まれる状況での適合性評価上の判断には、国際的にも合意が得られていない。

我が国からは、今般の CXG 54 の改定において適合性評価に関する内容を含めること

には合意が得られておらず、あくまで測定結果の解釈のために不確かさを使用することの説明にとどめるべきであることを意見し、修正案を提示した。この我が国の意見に対し、複数の国から支持が得られ、また EWG の議長国をつとめたドイツからも、適合性評価に関する内容を議論することは本改定作業の ToR に含まれていないとの説明があった。結果として、測定の不確かさの幅の中に上限規格値が含まれる状況では、標準的な解釈として不明確であるとする、科学的側面からは正確な表現が盛り込まれたものの、その解釈に基づく行動、すなわち適合性評価における判断は、貿易当事者間での事前合意に基づくこととされた。今回議論された CXG54 改定案は、ステップ 5 に進められ、第 42 回総会に諮ることとされた。

なお、測定の不確かさの推定に関する情報提供文書については、第 41 回 CCMAS において議論するために、ドイツが引き続きドラフト版の作成を進めることとなった。

議題 7 : CXG 50 の改定の提案

(経緯)

第 34 回魚類・水産製品部会 (CCFFP) より、CXG 50 は難しすぎるとの意見が提出され、よりユーザーフレンドリーなガイドラインが要望されることとして始まった議論である。

CXG 50 は、サンプリングの考え方とその理論を、統計学を基本として記述した一般ガイドラインである。実際の利用者として想定される多くの加盟国政府職員や輸出入業者等には統計学の知識が十分でなく、CXG 50 を理解し利用することが困難であるため、「難しすぎる」との意見が提出されたものと考えられる。

第 39 回 CCMAS では、コーデックス規格への適合性を評価する際に適切な統計学的サンプリングプランの選択に責任を持つ者を助けるため、サンプリングの一般ガイドライン (CXG 50-2004) の改定提案が合意され、第 41 回総会で新規作業として採択された。EWG (議長 : ニュージーランド) が作成した討議文書に基づき議論された。

(結果)

今次部会では、サンプリングプランの検討において統計学的サンプリング理論における生産者危険と消費者危険のバランスをどこまで追及するか等の基本的事項について議論があり、統計学的根拠は重要であるが実行可能性も検討する必要があること、同値であることを確保するよりも公平性を確保する必要があること等の基礎的事項について合意された。

また、補助文書 (サンプリングプランアプリを含む電子ブック) の取扱について議論され、ガイドライン本体と切り離したものとすべき旨の見解が事務局から示されたが、CXG 50 の改定案と合わせて検討することが必要とされた。このため、今後の CXG 50 の具体的な改定の内容が重要となる。

次回 CCMAS に向け EWG (議長 : ニュージーランド、共同議長 : 米国) を設置し、CXG50 の改定及び補助文書の作成を進めること、次回会合に余裕持って (例えば 3 ヶ月前まで) に討議文書を提出することが合意された。

具体的な議論及び合意事項は以下の通りである

CXG 50-2004 の改定

第 39 回 CCMAS で合意された作業の優先度に従い、改定作業を継続することが支持された。改定後の CXG 50 は、全てのコーデックス部会、加盟国、他の関係者が、検査のための適切なサンプリングプランを選択するのに役立つガイダンスとし、品目部会やコーデックス規格の検査の用途に限定しない。

補助文書の作成（サンプリングプランアプリを含む電子ブック）

ニュージーランドが会期内作業部会においてプレゼンテーションを行ったサンプリングプランアプリを含む電子ブック（参照 <http://www.massey.ac.nz/~kgovinda/nzcodexdoc/>）の作成を継続する。この電子ブックのコーデックスの枠組みにおける取扱いについて、我が国からその正当性の検証や CXG 50 との関連性の整理、また保守管理について意見を述べた。この意見を踏まえ、改定後の CXG 50 の理解と使用を容易にするための補足のための別文書として、電子ブックをどのようにコーデックス委員会のウェブサイトに掲載するか、コーデックス事務局とニュージーランドが協議することとなった。

将来的に、ニュージーランドがコーデックス委員会に権利を委譲した際には、アプリは自由に利用でき、使用制限することはない。

また、事務局からは、以下の指摘があった。

- ・ ウェブベースの IT 技術の活用について、CCFICS や食品表示部会（CCFL）で議論されており、将来的にはコーデックス委員会で一般的になっていくであろう。
- ・ ニュージーランドの説明によれば著作権の問題はないが、アプリへのアクセスの問題など、さらにニュージーランド及び FAO の関係部局と解決していく必要がある。
- ・ アプリは改定後の CXG 50 の利用を補助するものであり、CCMAS で合意される必要があるが、各部会や加盟国、他の関係者が使用でき、各国がより必要に応じて検討できるように、コーデックス規格とは別文書にすることで、総会で採択される必要はない。
- ・ 上記の点は、改定後の CXG 50 及び電子ブックを検討する際にさらに検討できるであろう。

EWG の討議文書に示された質問事項については以下の意見があった。

質問 1：統計学理論に基づく生産者危険と消費者危険について完全に釣り合いをとることは実際上可能か。

- ・ サンプリングプランを検討・実施するときに実行可能性を検討することは必須である。「統計学的理論に基づく生産者危険と消費者危険について完全に釣り合いをとる (balanced)」というよりも実用的 (pragmatic) であるという原則で検討すべきである。安全規格に関する検査のためのサンプリングプランは、許容できる生産者危険のもと消費者危険の最小化を図るべき。品質規格に関する検査のためのサンプリングプランは、生産者危険と消費者危険の公平性 (fair balance) を確保するべきである。

- ・ 「釣り合いを取る (balanced)」という言葉は、生産者危険と消費者危険が同じ数値であることを意味しない。生産者危険が意味する内容はたいてい経済的損失に係るリスクであるのに対し、消費者危険は人の健康に関係するかもしれない。このため、「balanced」というのは、同じ数値分布をするということを単純に意味しない。加えて、抜き取り検査では、食品の安全性を検査することはできない。つまり、安全性確保には生産工程管理が決定的であり、サンプリングプランを策定するときには生産工程管理の有無を検討しなければならない。
- ・ サンプリングプランは統計的理論に則っていなければならないが、現実の状況に応じた柔軟性も残しておくべきである。
- ・ コーデックス規格と ISO 規格との整合を確保すべきである。

これらの意見により、サンプリングプランの策定にあたって統計的理論が適切であると同時に、生産者危険と消費者危険について同値の釣り合い (equal balance) ではなく、公平な釣り合い (fair balance) を確保すべきことが合意された。

質問 2：コーデックス規格のサンプリングプランは、国際貿易の紛争時に用いることを意図しているか。

- ・ コーデックス規格のサンプリングプランは、あらゆる場合（ルーチン検査や紛争時）のロットの適合性評価のために用いられる。

質問 3：コーデックス規格のサンプリングプランは、何がカバーされていて何がカバーされていないか。

- ・ 改定後の CXG 50 は、新規作業文書及び作業の優先度に記載の事項をカバーする。

議題 8: 分析法に関する国際機関間会合 (IAM) の報告

CRD21 に基づき、本会合に先立って実施された標記会合の内容が報告された。

議題 9: その他の事項及び今後の作業

IAM を代表して AOAC から、CCMAS が、個別品目部会以外に、CCPR、CCCF、CCRVDF、CCFH、CCFA が担当する分析・サンプリング法も検討する中心の部会として活動する可能性に関して、CRD4 に基づき提案があった。

議論の結果、手続きマニュアルにおける ToR を変えてまで、CCMAS が全ての部会の分析・サンプリング法を統合検討する必要性は否定された。一方で、現在検討中の CXS 234 は、将来的にコーデックス分析法の単一の参照先となるデータベースを作成する方向で作業を進めている。このため、CCMAS の ToR の範囲となっている他部会の作成している分析法一般規格について検討し CXS 234 へ統合すること、CCMAS の ToR の範囲外他部会の作成している分析法性能規準へのリンクを CXS 234 へ入れ込むこと等

について、関係部会に検討を促すことが合意された。

具体的な議論及び合意事項は以下の通りである

事務局から、CXS 234 を単一の分析・サンプリング法規格とするに当たり、微生物、残留農薬、残留動物医薬品の分析法を取り込めば利便性は高まるものの、手続きマニュアルの改正や他の部会との協議が必要との指摘があった。

また、事務局から、CCFH は分析法について限定的にしか作業していない（例えば CCFH は、食品の微生物規格の設定及び適用のための原則（CXG 21-1997）を策定しているが、現在、微生物規格（Microbiological criteria）はリスク評価の結果絶対に必要という場合しか設定されておらず、将来数が大幅に増える可能性は低い。）ため、手続きマニュアルを改正する作業の実施は保証できないとの説明があった。さらに、CCPR や CCRVDF は分析法性能規準を作成することによって、残留農薬や残留動物医薬品の個別分析法を特定しない方針であるため CXS 234 に掲載することは難しいとの指摘があった。一方で、CXS234 の中に CCFH、CCPR、CCRVDF が作成した分析法性能規準等へのリンクを貼ることは手続き上の問題はないとの説明があった。

食品汚染物質及び食品に含まれた状態での添加物については CCMAS の ToR の範囲内であり、CCCF は既に分析法性能規準等について協議しているが、CCFA は添加物の基準設定の作業を広範囲に実施しており、分析法検討について関心を示していない旨の指摘があった。

なお、CXS 234 の当初の目的は、単一の分析・サンプリング法規格の参照先として、汚染物質の一般分析法（CXS 228-2001、以下 CXS 228.）、食品照射食品の検出ための一般分析法（CXS 231-2001、以下 CXS 231.）及び食品添加物の一般分析法（CXS 239-2003、以下 CXS 239.）を CXS 234 に統合することである。また、CXS 228 に収載されている金属の分析法が古くなっており、CCCF が分析法性能規準を検討することが望ましい状況にある。こうした点について、関連する部会に対し、上記分析法一般規格中の分析法が必要であるかどうか検討を求め、もし必要であるならば、CXS 234 に統合することが望ましい。これら理由により、以下の点が合意された。

- ・ すべての部会に対し、CCMAS が現在 CXS 234 の点検・更新を行っており、分析・サンプリング法のデータベースを作成する予定であることを知らせること。
- ・ CCFH、CCPR、CCRVDF に対し、CCMAS がこれら部会の分析・サンプリング法も検討する中心の部会として活動していく可能性に関して議論があったことを知らせること。
- ・ CCFH、CCPR、CCRVDF に対し、分析法又は分析法性能規準についての情報／リンクを共有するよう求める。これにより、将来 CXS 234 に情報／リンクを入れ込み、CXS 234 をコーデックス委員会の分析法の単一の参照先とすること。
- ・ CCCF、CCFA に対し、CXS 228、CXS 239 に収載されている分析法について適切かどうか検討を求め、CXS 234 に移動させるか、より最新の分析法に置き換えるか、または分析法性能規準に置き換え、それに伴い CXS 228 及び CXS 239 を廃止すること。

- ・ CCFH に対し、CXS 231 に収載されている分析法について適切かどうか検討を求め、CXS 234 に移動させるか、より最新の分析法に置き換えるか、または分析法性能規準に置き換え、それに伴い CXS 231 を廃止すること。
- ・ CCCF に対し、食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関する一般規格（GSCTFF、CXS 193-1995）で基準値（ML）が設定されているものの未だ分析法や分析法性能規準が特定されていない汚染物質について、分析法又は分析法性能規準の検討を促すこと。

議題 10：次回会合の日程及び開催地

第 41 回 CCMAS は、2020 年 5 月 11 日～15 日の日程で、ハンガリーのブダペストでの開催が予定されている。

分析・サンプリング法部会（CCMAS）の作業の概要及び状況

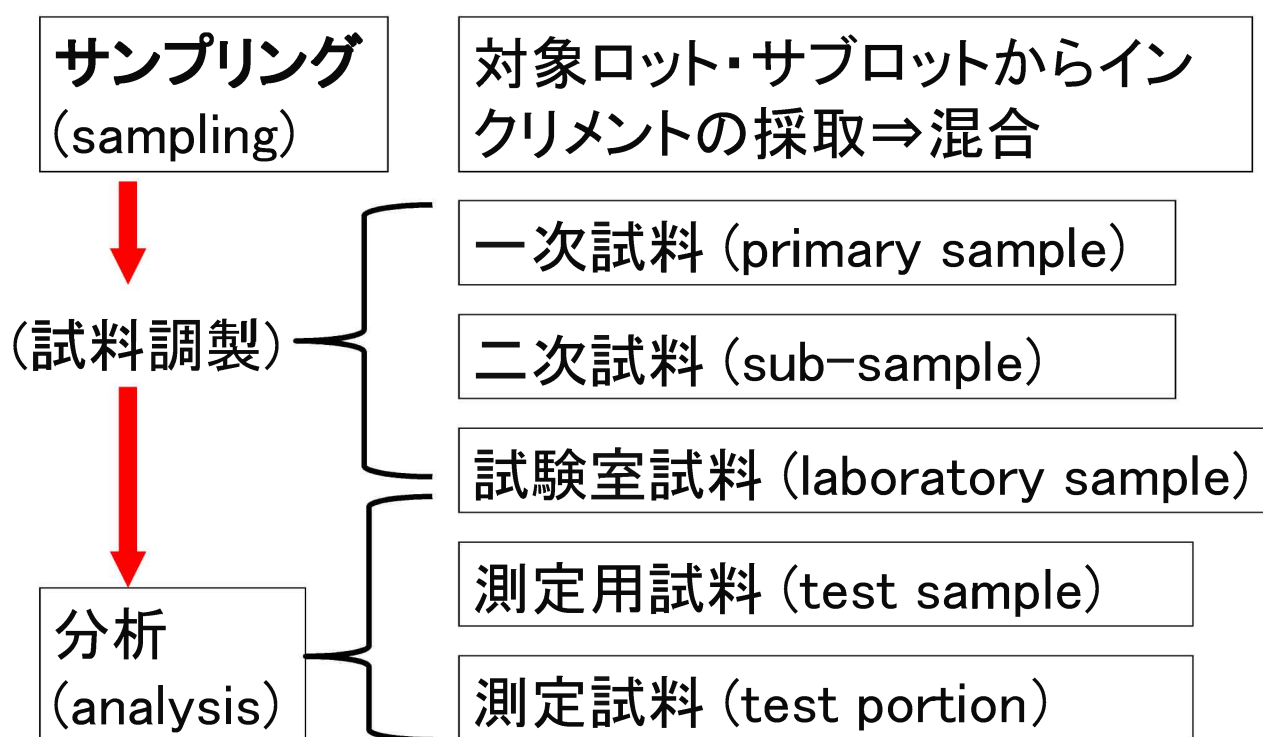
担当者	目的	事項	ステップ
第 42 回総会	情報提供文書	分析法の承認に関するガイダンス	—
スイス 第 41 回 CCMAS	討議	Type III 分析法が複数存在する場合 における Type II 分析法の選定基準	—
電子作業部会 （議長国：米国、共 同議長国：ニュー ジーランド） 物理的作業部会 第 41 回 CCMAS	更新	乳製品の分析法の点検と更新	—
第 42 回総会	採択	コーデックスの分析・サンプリング 法規格（CXS 234-1999）の改定 前文及び構造	5 / 8
AACCI/ISO/AOAC 物理的作業部会 第 41 回 CCMAS	更新	穀類・豆類の分析法の点検と更新	—
電子作業部会（議 長国：オランダ） 物理的作業部会 第 41 回 CCMAS	更新	油脂の分析法の点検と更新	—
第 42 回総会	採択	測定の不確かさのガイドライン （CXG 54-2004）の改定	5
ドイツ（情報提供 文書を作成） 第 41 回 CCMAS	討議	測定の不確かさの推定に関する情 報提供文書	-
電子作業部会（議 長国：ニュージー ランド、共同議長 国：米国） 第 41 回 CCMAS	討議	サンプリングの一般ガイドライン （CXG 50-2004）の改定	—

コーデックス委員会 第40回分析・サンプリング法部会



1

サンプリングから分析開始までの流れ



(参考)

Eurachem Measurement uncertainty arising from sampling:2007
JIS K 0211: 2013 分析化学用語(基礎部門)

2

サンプリング

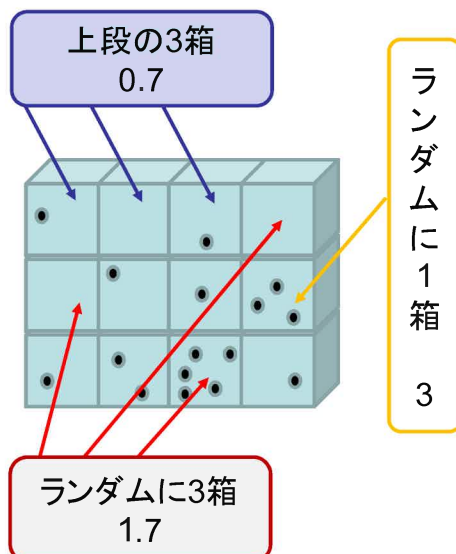
- 特に、輸出入において分析を行う必要
 - 安全 (重金属、かび毒、**残留農薬、有害微生物等**)
 - 品質等の面でも必要
- 全量検査はできない
 - 食べるものがなくなってしまう
- 一定割合、一定数、一定量など採取し、分析
→ サンプリング

分析・サンプリング法
部会では扱わない

3

サンプリングプラン

箱1個あたり、黒い点
は何個ある？



- サンプリングプランが違えば同じ方法で分析しても結果が異なる可能性
- 食品の種類や分析したい物質により、適切なサンプリング法を選択
- 統計学に基づく
- 行きあたりばったりでサンプリングプランを決めてはいけない

4

サンプリングの一般ガイドライン (CXG 50-2004)

- 目的
 - コーデックス規格への適合を検査するときに、公正で妥当なサンプリングの手続きを保証できるよう、本ガイドライン(GL)を作成
 - 各国の法律や技術的アプローチ、結果の解釈に依存することを回避
- GLの中で、サンプリングの基本コンセプトと、それらの理論を記述

統計学の知識を持った人には難しくないが、そうでない人には内容の理解や本GLの利用が困難
読者として政府職員、輸出入業者が想定されるが...

5

サンプリング関連議題

- サンプリングの一般ガイドライン(CXG 50-2004)の改訂の提案(議題 7)
 - 統計学理論に基づく、生産者危険と消費者危険について完全に釣り合いをとる(balanced)というより、実用的(pragmatic)であるべき。
 - 生産者危険と消費者危険は同値の釣り合い(equal valance)というより公平性(fair balance)を確保するべき。
 - アプリケーション(電子ブック)の取扱は、CXG50本体の改定と合わせて検討。

6

生産者危険(α)と消費者危険(β), AQLとLQ

サンプリングをする以上、生産者と消費者、双方がそれぞれに不利益を許容する。

・生産者にとっての不利益

合格させたいロットが不合格となる

生産者危険 α

合格させたい品質の高いロットが不合格となる確率

(間違って不合格となる確率)

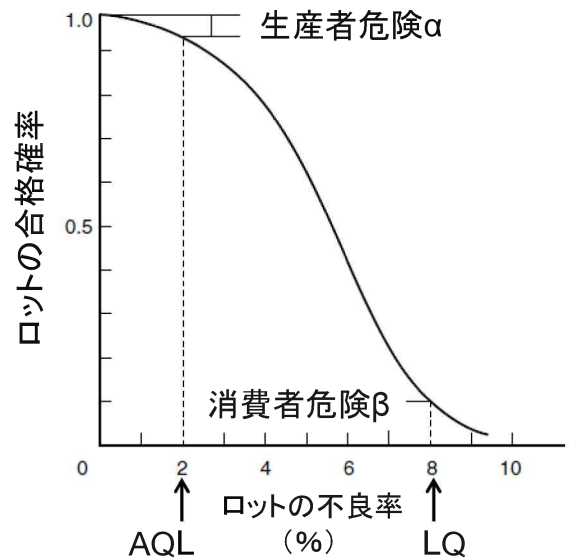
・消費者にとっての不利益

不合格にしたいロットが合格となる

消費者危険 β

不合格にしたい品質の悪いロットが合格となる確率

(間違って合格となる確率)

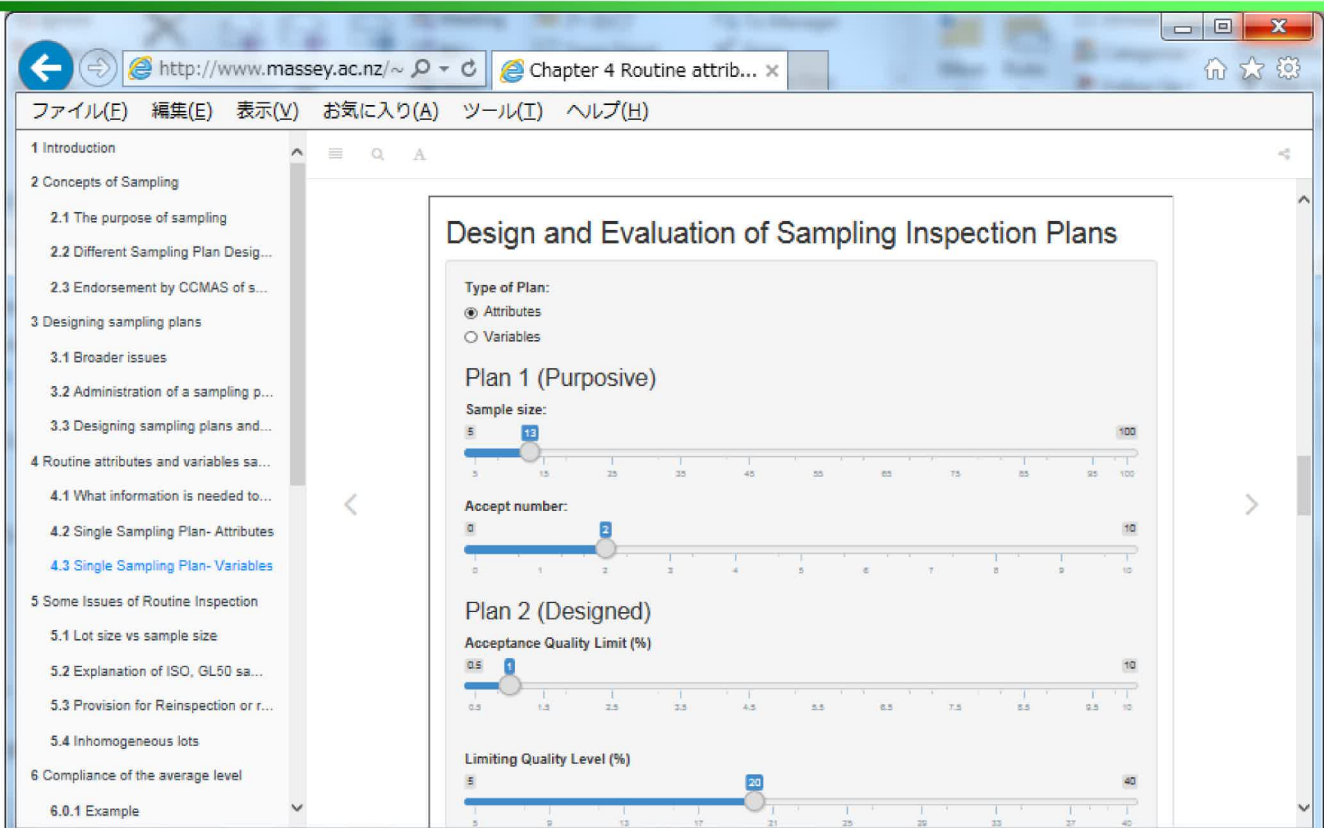


合格品質水準(AQL)
(これよりも低い不良率
のロットは合格させたい)

限界品質(LQ)
(これよりも高い不良率の
ロットは不合格にしたい) 7

参考: NZが開発中のe-book

<http://www.massey.ac.nz/~kgovinda/nzcodexdoc/index.html>



分析結果を得るのに必要な手順＝分析法

(例)

①測定用試料の一部を
採取 (test portion)

②前処理

分析したい化学物質が
良く溶ける溶媒を加え、
粉碎し、よく混ぜる

遠心分離機などで固体
成分を除く

↓
目的の化学物質以外を大まかに除去

↓
濃縮、乾固

↓
分析可能な化合物に変化させる

③分析機器に供する

例: ガスクロマトグラフ質量分析計 (GC/MS) など

④計算・算出

9

国際的に通用する分析データとは

● 妥当性確認された分析法を使用

- いつでも、どこでも、だれが測定しても、同じような結果が得られる (分析値のバラツキが一定の範囲) ことが検証された分析法

同じものを分析しても、分析法が違えば、
分析値は異なるかも知れない

● 品質保証の取組をしている分析機関で測定

- 内部品質管理、技能試験、第三者認定

品質保証の取組をしていない分析機関のデータは、
信用してよいかわからない

10

CXS 234-1999

食品名	分析条項(分析対象)	分析法	分析原理	分析法のタイプ
Commodity	Provision	Method	Principle	Type
Degermed maize (corn) meal and maize (corn) grits	Moisture	ISO 712:1998 ICC Method No 110/1 (1986)	Gravimetry	I
Degermed maize (corn) meal and maize (corn) grits	Particle size (granularity)	AOAC 965.22	Sieving	I
Degermed maize (corn) meal and maize (corn) grits	Protein	ICC Method No 105/1 (1986)	Titrimetry, Kjeldahl digestion	I
Durum wheat semolina and durum wheat flour	Ash (semolina)	AOAC 923.03 ISO 2171:1993	Gravimetry	I
Durum wheat semolina and durum wheat flour	Moisture	ISO 712:1998 ICC Method 110/1 (1986)	Gravimetry	I
Durum wheat semolina and durum wheat flour	Protein (N x 5.7)	ICC Method No 105/1	Titrimetry, Kjeldahl digestion	I
Instant Noodles	Extraction of oil from instant noodles	described in the standard	Gravimetry	I
Instant Noodles	Acid Value	described in the standard	Titrimetry	I
Instant Noodles	Moisture	described in the standard	Gravimetry	I
Maize (corn)	Moisture	ISO 6540:1980 (confirmed 1994)	Gravimetry	I
Peanuts (raw)	Aflatoxins, total	AOAC 991.31	Immunoaffinity column (Aflatest)	II
Peanuts (raw)	Aflatoxins, total	AOAC 993.17	Thin layer chromatography	III
Peanuts (intended for further processing)	Aflatoxins, total	AOAC 975.36	Romer minicolumn	III
Peanuts (Cereals, shell-fruits and derived products (including peanuts))	Sum of aflatoxins B ₁ , B ₂ , G ₁ and G ₂	EN 12955 : 1999-07 ISO 16050:2003	HPLC with post column derivatization and immunoaffinity column clean up	III
Peanuts (intended for further processing)	Aflatoxins, total	AOAC 979.18	Holaday-Velasco minicolumn	III
Pearl millet flour	Ash	AOAC 923.03	Gravimetry	I
Pearl millet flour	Colour	Modern Cereal Chemistry, 6th Ed., D.W. Kent-Jones and A.J. Amos (Ed.), pp. 605-612, Food Trade Press Ltd, London, 1969.	Colorimetry using specific colour grader	IV

11

Codex における分析法の分類

コーデックス規格の分析条項 (provision) のための分析法。
校正やルーチンの検査、規制 (regulatory purposes) に使える。

Type I Defining Methods

- ✓ 分析法の定義自体により分析値を決定づける
- ✓ 一つのマトリックス/アナライトについて1分析法のみ承認
例: 水分の分析法 (常圧、○℃で、○時間加熱した減量)
特定の変換係数を用いて計算

Type II Reference Methods

- ✓ 紛争解決や校正のために使用が推奨される参照法
Type III 法から1つ選択。Type I 法がある場合は採用されない。
- ✓ 一つのマトリックス/アナライトについて1分析法のみ承認

12

Codex における分析法分類（続き）

Type III. Alternative Approved Methods

- ✓ Codexの要求に適合している分析法
(複数試験室での妥当性確認がされている)
- ✓ 管理、検査、規制のための分析に用いられる
- ✓ 複数の方法を承認可能

Type IV. Tentative Methods

- ✓ 従来使われていた分析法、最近開発された分析法
- ✓ Codexの分析法の性能規準に適合するかデータが不足
(複数試験室で妥当性確認がされていない)

13

(参考) 分析法の性能に関するガイドライン値(Codex)

Ratio	濃度	LOD ($\leq$ mg/kg)	LOQ ($\leq$ mg/kg)	RSD _R ($\leq$ %)	回収率 (%)
10 ⁻¹	$\geq 10\%$ (100 g/kg)	10000	20000	6	98-102
10 ⁻²	$\geq 1\%$ (10 g/kg)	1000	2000	8	97-103
10 ⁻³	$\geq 0.1\%$ (1 g/kg)	100	200	12	95-105
10 ⁻⁴	≥ 100 mg/kg	10	20	16	90-107
10 ⁻⁵	≥ 10 mg/kg	1	2	22	80-110
10 ⁻⁶	≥ 1 mg/kg	0.1	0.2	32	80-110
10 ⁻⁷	≥ 0.1 mg/kg	0.01	0.02	44	80-110
10 ⁻⁸	≥ 0.01 mg/kg	0.002	0.004	44	60-115
10 ⁻⁹	0.001 mg/kg	0.0002	0.0004	44	40-120

分析法関連議題(1)

- コーデックス規格の分析法条項の承認 (議題3)
 - 乳児用調整乳及び特殊医療用乳児用調製乳の規格 (CXS 72-1981)
ビタミンK、葉酸、ミネラル類の分析法
 - スパイス・料理用ハーブ部会 (CCSCH) の規格
水分、灰分、油分、異物、昆虫等の分析法
 - 名前の付いた植物油規格 (CXS 210-1999)
バージン・パーム油と粗パーム核油における遊離脂肪酸の分析法

15

分析法関連議題(2)

- 分析・サンプリング法規格 (CXS 234-1999) の改訂 (議題5)
- 分析法の点検及びアップデート (議題3)
 - 乳製品の分析法の点検と更新
 - 穀類、豆類の分析法の点検と更新
 - 油脂の分析法の点検と更新
- 分析法及びサンプリングプラン承認のガイドライン (議題4)

16

CXS 234 の改訂、点検・アップデートのポイント

- 分析・サンプリング法の単一の参照先とする
(個別食品規格はCXS 234を参照することのみ規定し、将来的にデータベース化)
※食品添加物のGSFAや汚染物質のGSCTFFと 類似
- CXS 234と個別食品規格との間の不整合の解決
- CXS 234への分析法の記載の仕方を整理
- 個別分析法を定期的に点検する

17

分析法の表記の仕方(内部作業文書が合意)

分類	定義	表記 (例)
identical (同一の分析法)	複数の規格策定機関が合同で分析法規格を策定しており、一つの規格文書となっている。	“ ”で区切る 例: ISO 5534 IDF 4
	複数の規格策定機関が合同で分析法規格を策定し、文言は同じであるが、規格文書は別々となっている。	“ / ”で区切る 例: AOAC 2015.09 / ISO 21446
	同じ原理、同じ試薬、同じ濃度、同じ手順、同じ機器であるが、規格は別々に策定されており、文言・様式が異なる。 (事例ごとに判断)	
complementary (補完的な分析法)	結果を得るために複数の分析法を組み合わせる必要がある。	“and”で区切る 例: 脱脂濃縮乳と植物油脂の混合物中の「脂肪分を除く乳固形分」(総固形分、総脂肪から計算) ISO 6731 IDF 21 and ISO 1737 IDF 13

18

CXS 234-1999の改定

Section 1

Commodity	Provision	Method	Principle	Codex Standard	Criteria/Type
Food grade salt	Cadmium	EuSalt/AS 014	AAS	150-85	IV
Food grade salt	Calcium and magnesium	ISO 2482	Titrimetry	150-85	II
Food grade salt	Calcium and magnesium	EuSalt/AS 009	FAAS	150-85	III
Food grade salt	Calcium and magnesium	EuSalt/AS 015	ICP OES	150-85	III
Food grade salt	Copper	EuSalt/AS 015	ICP OES	150-85	III
Fish and fishery products	Histamine			36-1981	C
Canned Applesauce	Fill of containers	M	Volumetry	17-1981	

Section 2

分析法性能規準の表

Section 3

現在詳細がコーデックス規格の中で規定されている分析法や、かつてRM分析法として収載されていたものについて、分析法を書き下し

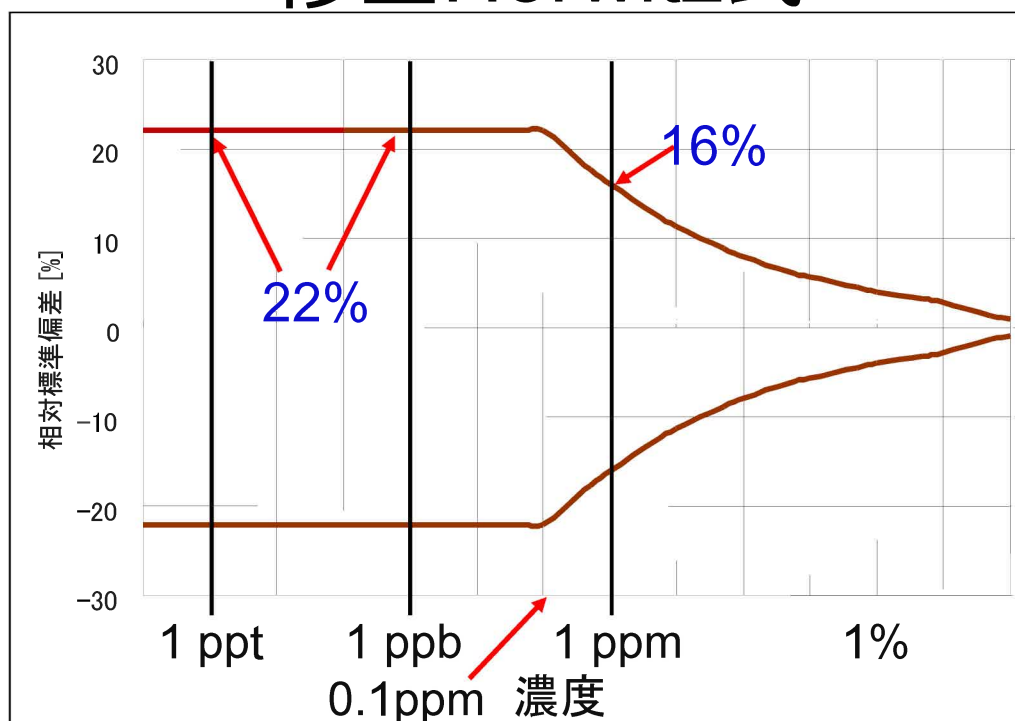
19

分析値のばらつきについて

- 同じものを**何度も分析**すると、その分析値は**ばらつき**、正規分布を示す
- 化学物質の分析では、食品や分析対象となる化学物質の種類または分析法によらず、**試験室間での再現性は、分析対象となる化学物質の濃度に依存**することが報告されている

20

修正 Horwitz 式



Thompson, M., Analyst, 125, 385-386 (2000)

21

測定の不確かさ(1)

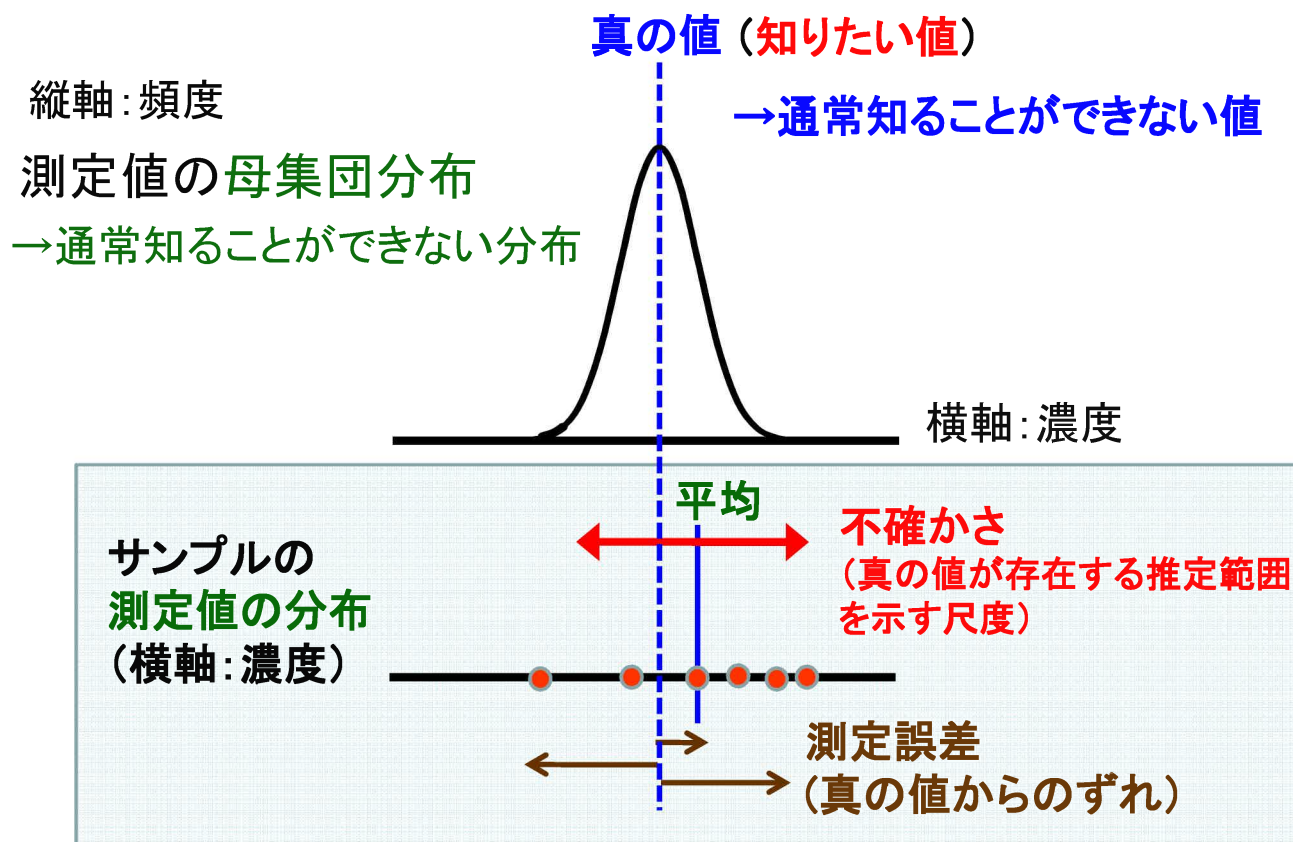
- 測定値からどの程度のばらつきの範囲内に「真の値」があるかを示す尺度
- ※粗雑な手法で分析をするということではない
- 実際には、分析の「確かさ」を示すもの
- 実験データ及び統計解析で求められる

<参考>

"International vocabulary of basic and general terms in metrology", ISO 1993, 2nd Edition.

22

「測定の不確かさ」と「測定誤差」の違い



23

測定の不確かさ(2)

- 分析結果は $x \pm U$ (拡張不確かさ) の形で報告

(x : 分析値、 U : 拡張不確かさ)

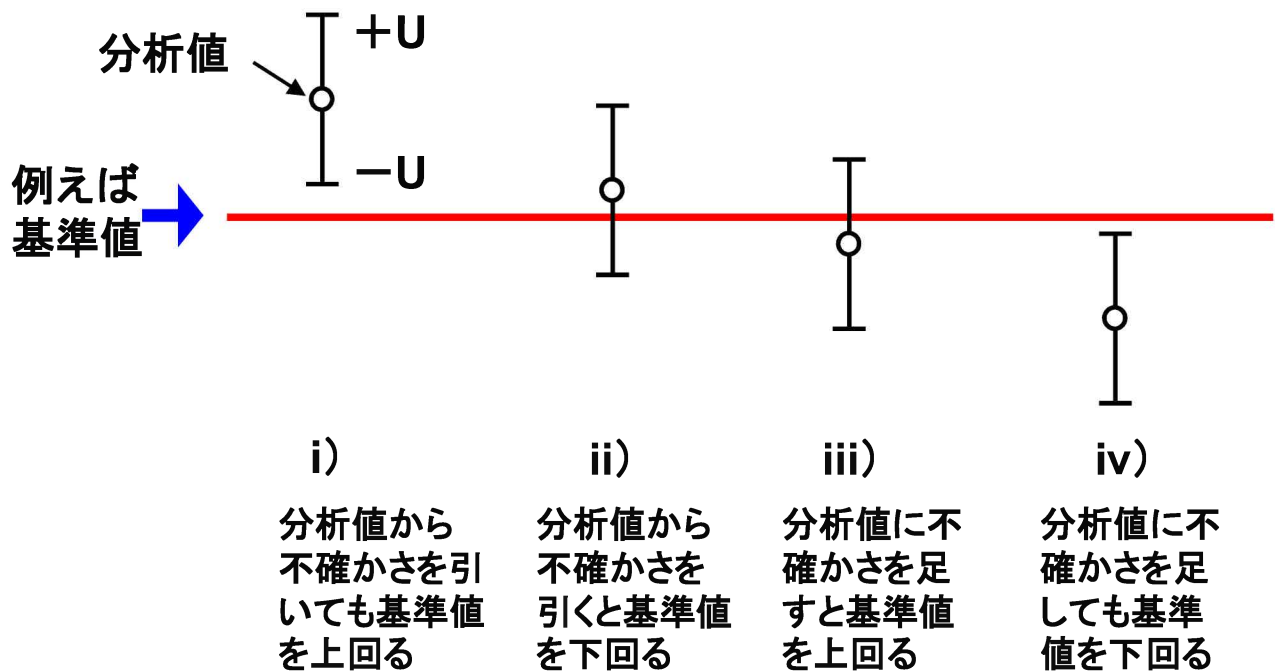
($U = 2u$ 、 u : 標準不確かさ)

標準不確かさの2倍を「拡張不確かさ」とする

(参考) Guidelines on Measurement Uncertainty (CXG 54-2004)

24

測定の不確かさが論点となる例



(参考) Guidelines on Measurement Uncertainty (CXG 54-2004)

25

測定の不確かさに関する議題

- 測定の不確かさのガイドライン(CXG 54-2004)の改訂の提案 (議題6)
 - 測定の不確かさを適合性評価においてどのように取り扱うかは記載しない。
 - 分析値の取扱に関し、前ページの ii) と iii) の場合は、「貿易当事者間での合意に基づく」旨の案になっている点に留意(ステップ5)
 - 測定の不確かさに関する情報提供文書を別途作成

26

(参考)

分析・サンプリング法部会について

27

CCMAS

「コーデックス委員会分析・サンプリング法部会」の略

Codex Committee on Method of Analysis and Sampling

➤ コーデックス委員会の一般問題部会の一つ

①分析法及びサンプリング法に関する共通ガイドライン
の策定

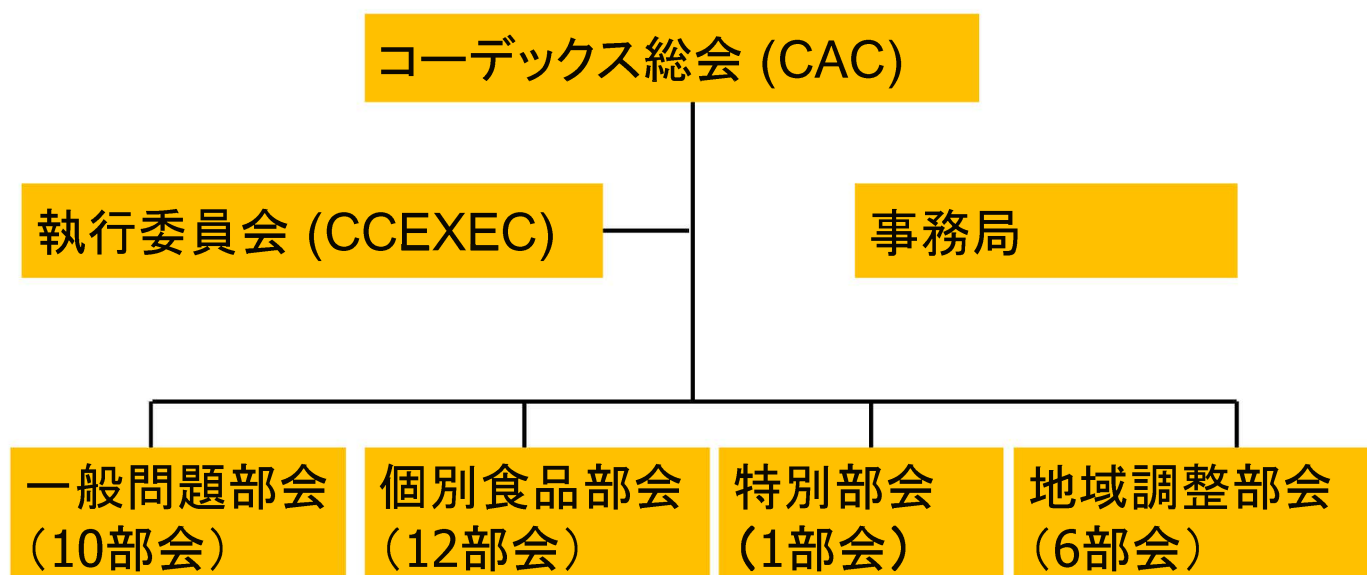
②各部会から提出された分析法条項の承認

等を担当

➤ 議長国ハンガリー

28

コーデックス委員会の組織図



29

一般問題部会（10部会）

- 一般原則 (CCGP) (フランス)
- 食品添加物 (CCFA) (中国)
- 汚染物質 (CCCF) (オランダ)
- 食品衛生 (CCFH) (米国)
- 食品表示 (CCFL) (カナダ)
- 分析・サンプリング法 (CCMAS) (ハンガリー)
- 残留農薬 (CCPR) (中国)
- 食品残留動物用医薬品 (CCRVDF) (米国)
- 食品輸出入検査・認証制度 (CCFICS) (豪州)
- 栄養・特殊用途食品 (CCNFSDU) (ドイツ)

※ 括弧内は議長国。

30

CCMASが策定した規格・ガイドライン等の例

コーデックス委員会における分析及びサンプリング法の規格設定に関する原則(手続きマニュアル)

- 推奨する分析・サンプリング法(CXS 234-1999)
- 分析用語に関するガイドライン(CXG 72-2009)
- サンプリングに関するガイドライン(CXG 50-2004)
- 食品の輸出入規制にかかわる試験所の能力評価に関するガイドライン(CXG 27-1997)
- 測定の不確かさの推定に関するガイドライン(CXG 54-2004)
- 分析(試験)結果をめぐる紛争解決に関するガイドライン(CXG 70-2009)
- 国際食品貿易におけるサンプリング及び検査の原則(CXG 83-2013)

31

コーデックス委員会に関するさらなる情報

農林水産省のホームページ

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/index.html>

コーデックス委員会のホームページ

<http://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/en/>

32

FAO／WHO 合同食品規格計画 第 42 回 総会

日時 ： 2019 年 7 月 8 日（月）～7 月 12 日（金）
場所 ： ジュネーブ（スイス）

仮議題

1	議題の採択
2	第 76・77 回執行委員会の報告
3	手続きマニュアルの修正
4	コーデックス文書の最終採択
5	ステップ 5 でのコーデックス文書の採択
6	既存のコーデックス文書の廃止
7	新規作業の提案
8	作業の中止
9	コーデックス規格と関連文書の修正
10	総会、執行委員会および部会の報告から提起された事項
11	コーデックス戦略計画 2020-2025
12	コーデックスの財政及び予算に関する事項
13	FAO/WHO のコーデックスへの科学的支援（活動、財政及び予算）
13.1	コーデックスへ提供される科学的助言の持続可能な資金に関する討議文書
14	FAO 及び WHO から提起された事項
15	FAO 及び WHO の能力開発活動に関するサイドイベントの報告
16	コーデックス信託基金（CTF2）に関するサイドイベントの報告
17	議長・副議長及び地域代表国（各地域から選出される執行委員会のメンバー）の選出
18	コーデックス部会の議長を指名する国の指定
19	その他の作業
20	報告書の採択

FAO/WHO 合同食品規格計画

第 42 回総会の主な検討議題

1. 日時及び開催場所

日時：2019 年 7 月 8 日（月）～7 月 12 日（金）

場所：ジュネーブ（スイス）

2. 主要議題の検討内容

仮議題 3. 手続きマニュアルの修正

各部会から今次総会に手続きマニュアルの修正に関する提案は出されていない。適宜対処したい。

仮議題 4. コーデックス文書の最終採択

Part1 ステップ 8 の規格案と関連文書、迅速化手続きのステップ 5 で提出された規格案及び関連文書（ステップ 5A）及びステップ 6,7 を省略する勧告を付してステップ 5 で提出された規格原案（ステップ 5/8）

<食品衛生部会（CCFH）>

事項	概要	対処方針
ヒスタミン管理のガイダンス作	CXC 52-2003 におけるヒスタミン管理ガイダンスの位置	CCFH で合意された案の採択を支持し

成に伴う「魚類及び水産製品に関する実施規範 (CXC 52-2003)」の修正 (ステップ 8)	をセクション 9 (生鮮、冷凍及びミンチの魚の加工) の直後に、独立したセクションとして挿入するもの。	たい。
--	---	-----

<スパイス・料理用ハーブ部会 (CCSCH) >

事項	概要	対処方針
ニンニクの規格原案 (ステップ 5/8)	乾燥ニンニクの規格を作成するもの。	CCSCH で合意された原案の採択を支持したい。

<油脂部会 (CCFO) >

事項	概要	対処方針
名前の付いた植物油規格 (CXS 210-1999) の改訂案: 高オレイン酸 (OXG) パーム油の追加 (ステップ 8)	CXS 210-1999 に高オレイン酸パーム油の規格を追加するもの。	CCFO で合意された案の採択を支持したい。
名前の付いた植物油規格 (CXS 210-1999) の改訂原案: バージン・パーム油における酸価の遊離脂肪酸への置き換えと粗パーム核油における遊離脂肪酸の追加 (ステップ 5/8)	CXS 210-1999 中のバージン・パーム油の遊離脂肪酸を 5% (パルミチン酸換算)、粗パーム核油では 4% (ラウリン酸換算) とするもの。	CCFO で合意された原案の採択を支持したい。
名前の付いた植物油規格 (CXS 210-1999) の改訂原案: クルミ油、	CXS 210-1999 にクルミ油、アーモンド油、ヘーゼルナッツ油、ピスタチオ油、亜麻仁油の規格を追加するもの。	CCFO で合意された原案の採択を支持したい。

アーモンド油、ヘーゼルナッツ油、ピスタチオ油、亜麻仁油の追加（ステップ 5/8）		
名前の付いた植物油規格（CXS 210-1999）の改訂原案：測定温度 40℃でのパームスーパーオレインの屈折率及び見かけ密度の変更	CXS 210-1999 中のパームスーパーオレインの規格において、測定温度 40℃での屈折率及び見かけ密度の値を修正するもの。	CCFO で合意された原案の採択を支持したい。
名前の付いた植物油規格（CXS 210-1999）の改訂原案：表 1 に記載される他の油の脂肪酸組成の粗油への適用可能性	CXS 210-1999 の脂肪酸組成について、粗油へも適用可能とする旨の脚注をつけるもの。	CCFO で合意された原案の採択を支持したい。
名前の付いた植物油規格（CXS 210-1999）の改訂原案：精製米ぬか油の品質特性基準への遊離脂肪酸の追加	CXS 210-1999 の精製米ぬか油の規格の品質パラメーターに遊離脂肪酸を追加するもの。	CCFO で合意された原案の採択を支持したい。
名前のついた油脂の規格に該当しない食用油脂の規格（CXS 19-1981）、名前のついた植物油規格（CXS 210-1999）及び名前のついた動物油脂の規格（CXS 211-1999）の食品添加物条項の修正	CXS 19-1981、CXS 210-1999 及び CXS 211-1999 の食品添加物条項にレシチン（INS322(i)）、クエン酸三カルシウム（INS333(iii)）、クエン酸三カリウム（INS332(ii)）、モノ・ジグリセリド（INS471）を追加するもの。	CCFO で合意された案の採択を支持したい。

<食品添加物部会（CCFA）>

事項	概要	対処方針
食品添加物の同一性及び純度に関する仕様書原案（第 86 回 JECFA からの事項）（ステップ 5/8）	第 86 回 JECFA（2018 年 6 月）が作成し、第 51 回 CCFA（2019 年 3 月）で合意された 6 の添加物、27 の香料（うち 3 品目は規格の改正）の同一性及び純度に関する仕様書	CCFA で合意された原案の採択を支持したい。
食品添加物に関する一般規格（GSFA）（CXS 192-1995）の食品添加物条項案及び原案（ステップ 8, 5/8）	第 51 回 CCFA で合意された GSFA の食品添加物条項の案及び原案	CCFA で合意された案及び原案の採択を支持したい。
食品添加物の国際番号システム（INS）（CXG 36-1989）の修正原案（ステップ 5/8）	食品添加物の国際番号システム（INS）に掲載されている食品添加物の追加、名称及び用途の追加又は変更を行うもの。	CCFA で合意された原案の採択を支持したい。
個別食品規格の食品添加物条項の改訂と GSFA の関連する条項の改訂	下記個別食品規格の食品添加物条項の改訂と GSFA の関連する条項の改訂 ・13 の乳・乳製品（熟成チーズ）の規格：チェダーの規格（CXS 263-2007）、ダンボーの規格（CXS 264-2007）、エダムの規格（CXS 265-2007）、ゴーダの規格（CXS 266-2007）、ハバティの規格（CXS 267-2007）、サムソーの規格（CXS 268-2007）、エメンタールの規格（CXS 269-2007）、ティルジットの規格（CXS 270-2007）、サンポーランの規格（CXS 271-2007）、プロヴォローネの規格（CXS 272-2007）、クロミエの規格（CXS 274-2007）、カ	CCFA で合意された案の採択を支持したい。

	マンベールの規格 (CXS 276-2007)、ブリーの規格 (CXS 277-2007) ・2つの糖類の規格：蜂蜜の規格 (CXS 12-1987)、砂糖の規格 (CXS 212-1999) ・2つの飲料水の規格：ナチュラルミネラルウォーターの規格 (CXS 108-1981)、瓶詰又は包装された飲料水（ナチュラルミネラルウォーターを除く）の規格 (CXS 227-2001)、 ・3つの穀物・豆類の規格：小麦粉の規格 (CXS 152-1985)、クスクスの規格 (CXS 202-1995)、即席麺の規格 (CXS 249-2006) ・3つの野菜タンパク質の規格：小麦たんぱく質製品（小麦グルテンを含む）の規格 (CXS 163-1987)、野菜たんぱく質製品の規格 (CXS 174-1989)、大豆たんぱく質製品の規格 (CXS 175-1989)	
アスコルビン酸エステル類に係る食品添加物条項の改訂	アスコルビン酸エステル類について、GSFA の食品分類 13.1.1「乳児用調製乳」、13.1.2「フォローアップフォーミュラ」及び 13.1.3「乳児用特殊医療用調製乳」に係る、条項の注釈 15 “On the fat or oil basis.” の削除等の改訂と、それに関連し乳児用調製乳及び乳児用特殊医療用調製乳規格 (CXS 72-1981) 及びフォローアップフォーミュラ規格 (CXS 156-1987) の整合を取るための改訂を行うもの。	CCFA で合意された案の採択を支持したい。

注釈 161 を代替の注釈で置き換えることによる GSFA の食品添加物条項の改訂	GSFA の甘味料の使用に係る注釈 161 (Subject to national legislation of the importing country aimed, in particular, at consistency with Section 3.2 of the Preamble.) を代替の注釈に置き換えるもの。	CCFA で合意された案の採択を支持したい。
「GSFA Table 3 の添加物の個別食品規格への参照」への脚注の追加	GSFA の「GSFA Table 3 の添加物の個別食品規格への参照」に脚注 (※) を追加するもの。 ※「このセクションには、Annex to Table 3 に対応する GSFA の食品分類が掲載されていない個別食品規格のみを掲載している。Annex to Table 3 に対応する食品分類が掲載されている個別食品規格のうち、特定の Table 3 に掲載されている添加物の使用に関する条項については、Table 1、2 の対応する食品分類に掲載されている。GSFA と個別食品規格の添加物条項の整合については作業中であり、このセクションに全ての規格がまだ掲載されているわけではないことに注意が必要である。」	CCFA で合意された案の採択を支持したい。
モッツァレラの規格 (CXS 262-2006) 中の「正当性のある使用」の表の改訂	高水分含有モッツァレラにおける保存料及び表面処理における固結防止剤の使用の技術的正当性を踏まえ、「正当性のある使用」の表を改訂するもの。	CCFA で合意された案の採択を支持したい。

< 穀物・豆類部会 (CCCPL) >

事項	概要	対処方針
キヌア規格における 2 つの条項	CCCPL は Committee working by correspondence (電	条項案の採択を支持したい。

案（ステップ 8）	子的コミュニケーションのみによる部会）として活動中の部会。 キヌア規格は、第 41 回総会（2018 年 7 月）において、水分含量及び粒度に関する条項を除き、食品表示部会（CCFL）での表示条項の承認を条件として、採択された。表示条項は第 45 回 CCFL（2019 年 5 月）において軽微な文言修正の上、承認された。 水分含量と粒度に関する条項案は、第 41 回総会以降も電子的作業により検討が進められ、今次総会に最終採択を諮ることになった。	
-----------	--	--

<残留農薬部会（CCPR）>

事項	概要	対処方針
農薬の最大残留基準値（MRL）原案及び改定原案（ステップ 5/8）	食品又は飼料中の農薬について、第 51 回 CCPR（2019 年 4 月）においてステップ 5/8 に進めることに合意した 32 農薬の MRL 原案及び改定原案。	CCPR で合意された改定原案の採択を支持したい。
食品及び飼料のコーデックス分類の改定：作物グループの規準に当てはまらないもの（ステップ 8, 5/8）	国際貿易される食品を、どのくらい農薬が残留するか等を考慮し、形状や植物学的な特徴等に基づき分類した「食品及び飼料のコーデックス分類」のうち、他の作物グループの規準に当てはまらない「その他」グループを改定するもの。	CCPR で合意された改定原案の採択を支持したい。

<食品汚染物質部会（CCCCF）>

事項	概要	対処方針
「食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関する一般規格」（CXS 193-1995）（GSCTFF）における特定品目中の鉛の最大基準値の原案（ステップ 5/8）	GSCTFF におけるワイン及び牛、豚、家禽の内臓の鉛の最大基準値を改定するもの。	CCCCF で合意された原案の採択を支持したい。
チョコレート及びカカオ由来製品中のカドミウムの最大基準値原案（総乾燥ココア固形分含有率 30 %未満のチョコレート）（ステップ 5/8）	チョコレート及びカカオ由来製品中のカドミウムの最大基準値について、総乾燥ココア固形分含有率 30 %未満のチョコレートに最大基準値を設定するもの。	CCCCF で合意された原案の採択を支持したい。
精製油及び精製油を原料とする製品中の 3-モノクロロプロパン-1,2-ジオールエステル類及びグリシジルエステル類の低減に関する実施規範案（ステップ 8）	精製油および精製油で製造された製品中の 3-モノクロロプロパン-1,2-ジオールエステル類およびグリシジルエステル類を低減するための、生産および製造工程、原材料の使用などにおける実施規範を作成するもの。	CCCCF で合意された案の採択を支持したい。
規制値のない場合に食品汚染物質の検出事例後の迅速なリスクアナリシスに関するガイドライン案（ステップ 8）	規制値のない場合に汚染物質が食品から検出された際に、リスク管理措置の必要性を判断するため、迅速に実施するリスクアナリシスのガイドラインを作成するもの。	CCCCF で合意された案の採択を支持したい。

<分析・サンプリング法部会（CCMAS）>

事項	概要	対処方針
コーデックス規格の分析法条項の承認（分析・サンプリング法規格（CXS 234-1999）への収載）	乳児用調製乳及び乳児用特殊医療用調製乳規格（CXS 72-1981）の分析法、名前の付いた植物油規格（CXS 210-1999）の分析法（バージン・パーム油及び粗パーム核油における酸価及び遊離脂肪酸の分析法）及び乳・乳製品の分析法を承認するもの。	CCMAS で承認された案の採択を支持したい。
分析・サンプリング法規格（CXS 234-1999）の改定—前文及び構造原案（ステップ 5/8）	CXS 234-1999 を、CCMAS の承認を経た分析法に関する単一の参照規格とし、他のコーデックス規格と同様のフォーマットとするもの。	CCMAS で合意された原案の採択を支持したい。

PART2 総会においてステップ 8 で保留されている規格及び関連文書

<食品残留動物用医薬品部会（CCRVDF）>

事項	概要	対処方針
牛ソマトトロピン（rbST）の最大残留基準値（MRL）案（ステップ 8）	乳分泌促進効果のある rbST の MRL 案。 第 78 回 JECFA（2013 年 11 月）の再評価の結果を踏まえて、第 22 回 CCRVDF（2015 年 4 月）、第 38 回総会（2015 年 7 月）にて議論されたが合意に至らず、ステップ 8 で保留となった。第 39 回総会（2016 年 7 月）、第 40 回総会（2017 年 7 月）、第 41 回総会（2018 年 7 月）では現状を変える要求が無かったことから、再度ステップ 8 で保留となっている。	JECFA による評価及び再評価の結果（適正に使用される限りにおいて、乳中の残留性が非常に低いこと等から、一日摂取許容量（ADI）を特定する必要は無い）を踏まえて、特定の MRL 設定は不要であるとの立場で、対処したい。

仮議題 5. ステップ 5 でのコーデックス文書の採択

<食品輸出入検査・認証制度部会（CCFICS）>

事項	概要	対処方針
食品安全及び食品貿易の公正な取引の分野での第三者認証スキームへの規制アプローチに関するガイダンス原案（ステップ 5）	輸出入国の食品管理システム（NFCS）に第三者認証スキームの情報を取り入れる方法について、ガイドラインを作成するもの。	CCFICS で合意された原案のステップ 5 での採択を支持したい。

<食品衛生部会（CCFH）>

事項	概要	対処方針
食品事業者向け食品アレルゲン管理に関する実施規範原案（ステップ 5）	食品事業者及び政府機関に対して、交差接触の防止など、食品製造におけるアレルゲン管理のための実施規範を作成するもの。	CCFH で合意された原案のステップ 5 での採択を支持したい。

<栄養・特殊用途食品部会（CCNFSDU）>

事項	概要	対処方針
フォローアップフォーミュラ規格（CXS 156-1987）の見直し：年長乳児向けフォローアップフォーミュラの範囲、記述及び表示原案（ステップ 5）	改訂作業を行っている CXS 156-1987 について、セクション A（年長乳児向けフォローアップフォーミュラ）における範囲、記述及び表示に関する条項のステップ 5 での採択を諮るもの。 なお、表示条項について、第 45 回食品表示部会（CCFL）	CCNFSDU で合意された原案のステップ 5 での採択を支持したい。但し表示条項については第 45 回 CCFL での合意事項に従うこととしたい。

	(2019 年 5 月)において、9.6.4 章の追加的要求事項における“cross promotion（異なる商品同士で販売促進をすること）の禁止”は CCNFSDU へ再検討を求めることになったが、その他は一部の修正をもって承認された。	
--	--	--

<スパイス・料理用ハーブ部会（CCSCH）>

事項	概要	対処方針
オレガノの規格原案（ステップ 5）	乾燥オレガノの規格を作成するもの。	CCSCH で合意された原案のステップ 5 での採択を支持したい。
ショウガの規格原案（ステップ 5）	乾燥ショウガの規格を作成するもの。	CCSCH で合意された原案のステップ 5 での採択を支持したい。
バジルの規格原案（ステップ 5）	乾燥バジルの規格を作成するもの。	CCSCH で合意された原案のステップ 5 での採択を支持したい。
クローブの規格原案（ステップ 5）	乾燥クローブの規格を作成するもの。	CCSCH で合意された原案のステップ 5 での採択を支持したい。
サフランの規格原案（ステップ 5）	サフランの規格を作成するもの。	CCSCH で合意された原案のステップ 5 での採択を支持したい。

<食品表示部会（CCFL）>

事項	概要	対処方針
卸売用食品の容器の表示に関するガイダンス原案（ステップ 5）	卸売用食品の容器の表示について、ガイドラインを作成するもの。	CCFL で合意された原案のステップ 5 での採択を支持したい。

<分析・サンプリング法部会（CCMAS）>

事項	概要	対処方針
測定の不確かさのガイドライン（CXG 54-2004）改定原案（ステップ 5）	CXG 54-2004 を内容の改善と明確化のために改定するもの。	CCMAS で合意された原案のステップ 5 での採択を支持したい。

仮議題 6. 既存のコーデックス文書の廃止

<栄養・特殊用途食品部会（CCNFSDU）>

事項	概要	対処方針
シリアルベースの乳幼児用加工食品規格（CXS 74-1981）における食品添加物条項の廃止	CXS 74-1981 の食品添加物条項における酒石酸モノナトリウム（INS 335(i)、酒石酸モノカリウム（INS 336(i)）及び酒石酸ジカリウム（INS 336 (ii)）を廃止するもの。	廃止することを支持したい。

<油脂部会（CCFO）>

事項	概要	対処方針
ファットスプレッド及びブレンディッドスプレッド（CXS 256-2007）の食品添加物条項の廃止	CXS 256-2007 の食品添加物条項における酒石酸モノナトリウム（INS335(i)、酒石酸モノカリウム（INS336(i)）、酒石酸ジカリウム（INS336(ii)）、ソルビン酸ナトリウム（INS 201）を廃止するもの。	廃止することを支持したい。

<残留農薬部会（CCPR）>

事項	概要	対処方針
----	----	------

削除が提案された農薬の最大残留基準値（MRL）	食品又は飼料中の農薬について、第 51 回 CCPR (2019 年 4 月) での合意に基づき既存の 22 農薬の MRL を廃止するもの。	廃止することを支持したい。
-------------------------	---	---------------

<食品汚染物質部会（CCCCF）>

事項	概要	対処方針
「食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関する一般規格」（CXS 193-1995）（GSCTFF）における特定品目中の鉛の最大基準値の廃止	GSCTFF において、牛、豚、家禽の内臓中の鉛の最大基準値を改定することに伴い、既存の最大基準値を削除するもの。	廃止することを支持したい。

<分析・サンプリング法部会（CCMAS）>

事項	概要	対処方針
コーデックス規格の分析法条項の廃止	乳児用調製乳及び乳児用特殊医療用調製乳規格（CXS 72-1981）の分析法及び乳・乳製品の分析法について、点検の結果、一部を廃止するもの。	廃止することを支持したい。

仮議題 7. 新規作業の提案

<食品輸出入検査・認証制度部会（CCFICS）>

事項	概要	対処方針
同等性に関連するコーデックス	同等性に関連する既存のコーデックスガイドライン（食	新規作業として承認することを支持し

ガイドラインの統合に係る作業	品輸出入検査認証制度についての同等性の合意の策定に関するガイドライン（CXG 34-1999）及び食品検査認証制度に係る衛生措置の同等性評価に関するガイドライン（CXG 53-2003）と現在 CCFICS において作業中のシステムの同等性に関するガイダンスの更新・統合に係る作業を開始するもの。	たい。
----------------	--	-----

<食品衛生部会（CCFH）>

事項	概要	対処方針
牛肉、葉物野菜、生乳及び生乳由来のチーズ並びにスプラウト類における志賀毒素産生性大腸菌（Shiga toxin-producing <i>Escherichia coli</i> STEC）管理のガイドラインの作成	牛肉、葉物野菜、生乳及び生乳由来のチーズ並びにスプラウト類における志賀毒素産生性大腸菌（Shiga toxin-producing <i>Escherichia coli</i> STEC）管理のガイドラインの作成に係る作業を開始するもの。第 50 回 CCFH（2018 年 11 月）において新規作業を開始することに合意し、提案国であるチリ及び米国が第 50 回 CCFH における議論を踏まえてプロジェクトドキュメントを改訂し、総会へ提出、新規作業の承認を諮ることになっていた。	新規作業として承認することを支持したい。

<残留農薬部会（CCPR）>

事項	概要	対処方針
健康への悪影響への懸念が低く、コーデックス最大残留農薬基準値	MRL の設定が不要であるか、または設定を免除可能な健康への懸念の低い物質に関する国際的に調和されたガ	新規作業として承認することを支持したい。

(MRL) の設定を免除し得る物質に関するガイダンス策定	イドライン及び規準を作成する作業を開始するもの。	
FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議 (JMPR) による評価又は再評価を必要とする農薬の優先順位リスト案	2020 年までに JMPR が優先的に評価 (新規評価、定期的再評価、既存農薬における特定の食品の MRL の設定のための評価) を行うべき農薬のリスト及びそのスケジュール案。	CCPR で合意された案の承認を支持したい。

<食品汚染物質部会 (CCCCF) >

事項	概要	対処方針
食品中の鉛の最大基準値の新規設定	乳幼児用食品、スパイス類及びハーブ類、卵、砂糖類及び菓子類の最大基準値設定の新規作業を開始するもの。	新規作業として承認することを支持したい。
食品中の鉛汚染の防止及び低減に関する実施規範 (CXC 56-2004) の改訂	食品からの鉛暴露のさらなる低減のため、最新の情報に基づき既存の実施規範 (CXC 56-2004) を改訂するもの。	新規作業として承認することを支持したい。
カカオ中のカドミウム汚染の防止及び低減に関する実施規範の策定	カカオ中のカドミウム汚染の防止及び低減するための実施規範を策定するもの。	新規作業として承認することを支持したい。
穀類及び穀類製品 (乳幼児用食品を含む) 中の総アフラトキシンの最大基準値の新規設定	トウモロコシ及びその加工品、玄米及び精米、乳幼児用穀類加工品、ソルガムを対象として総アフラトキシンの最大基準値設定の新規作業を開始するもの。	新規作業として承認することを支持したい。

<食品表示部会 (CCFL) >

事項	概要	対処方針
----	----	------

インターネット販売/電子商取引に関するガイダンスの作成	包装食品の表示に関する規格（GSLPF）（CXS 1-1985）にインターネット販売/電子商取引を介して販売される食品の表示について規定する補足文書を作成するもの。	新規作業として承認することを支持したい。
アレルギー表示に関する作業	アレルギー表示に関する下記の作業を開始するもの。 ・ GSLPF におけるアレルギー表示に関連する条項の改訂 ・ アレルギーに関する予防的表示または助言的表示に関するガイダンスの作成	新規作業として承認することを支持したい。

仮議題 8. 作業の中止

<栄養・特殊用途食品部会（CCNFSDU）>

事項	概要	対処方針
EPA 及び DHA の非感染性疾患のリスクに関連する栄養参照量（NRV-NCD）	EPA 及び DHA の NRV-NCD の設定作業を中止するもの。	作業の中止を支持したい。

<食品添加物部会（CCFA）>

事項	概要	対処方針
食品添加物に関する一般規格（GSFA）（CXS 192-1995）の食品添加物条項の案及び原案	第 51 回 CCFA（2019 年 3 月）が作業を中止することに合意した GSFA の食品添加物条項の案について、規格の作成作業を中止するもの。	作業の中止を支持したい。

<残留農薬部会（CCPR）>

事項	概要	対処方針
作業中止が提案された農薬の最大残留基準値（MRL）	食品又は飼料中の農薬について、第 51 回 CCPR（2019 年 4 月）での合意に基づき 5 農薬の MRL の作業を中止するもの。	作業の中止を支持したい。

仮議題 9. コーデックス規格と関連文書の修正

<食品汚染物質部会（CCCF）>

事項	概要	対処方針
ワイン中の鉛の最大基準値の修正（第 13 回 CCCF（2019 年 4 月）からの修正案）	「食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関する一般規格」（CXS 193-1995）（GSCTFF）におけるワイン中の鉛の最大基準値の改定に関連し、既存の最大基準値は、今次総会の採択（2019 年 7 月）前に収穫されたブドウを原料とするものに適用する旨追記するもの。	CCCF で合意された修正案を支持したい。

<分析・サンプリング法部会（CCMAS）>

事項	概要	対処方針
コーデックス規格の分析法条項における修辭上の修正（第 40 回 CCMAS（2019 年 5 月）からの修正案）	既に分析法自体は採択されているが、表記が不適切であったものについて、複数行に分かれていたものを一括記載したり、一行に記載されていたものを説明を追加して複数行に分ける等、修辭上の修正を加えたもの。 （乳・乳製品規格の分析法に関し、総脂肪、無脂乳固形分	CCMAS で合意された修正案を支持したい。

	中の乳タンパク質などの分析値を得るためには、総固形分、総脂肪、総タンパク質等複数の分析値を用いた計算が必要になる。しかし既存の分析・サンプリング法規格（CXS 234-1999）ではそれぞれの分析値を得るための個々の分析法が複数行に分かれて記載されており、それら個別分析法で分析値が得られるとの誤解を避けるため、必要な分析法の全てを一行に一括して記載することとしたもの等。）	
--	--	--

<穀物・豆類部会（CCCPL）>

事項	概要	対処方針
CCCPL の関連文書の修正	第 28 回総会（2005 年）に手続きマニュアル中のコーデックス規格受諾手続きが廃止されたことに伴い、CCCPL 関連の 16 の文書における受諾手続きに関連する条項を削除するもの。	コーデックス事務局による修正案を支持したい。

<加工食肉・鶏肉部会（CCPMPP）>

事項	概要	対処方針
ランチョンミート規格（CXS 89-1981）の修正	CXS 89-1981 の英語の範囲（スコープ）を他の言語においても使用するもの。	コーデックス事務局による説明を聴取し、対処したい。

<植物性たんぱく質部会（CCVP）>

事項	概要	対処方針
----	----	------

食品中の植物性たんぱく製品（VPP）の利用に関する一般ガイドライン（CXG 4-1989）の付属文書の修正	CXG 4-1989 の付属文書「植物性たんぱく製品（VPP）の安全性及び栄養価の試験に関するコーデックスガイドライン」の「2.3 Nutritional」に、分析・サンプリング法規格（CXS 234-1999）を参照するよう修正するもの。	コーデックス事務局による修正案を支持したい。
---	--	------------------------

<食品表示部会（CCFL）>

事項	概要	対処方針
包装食品の表示に関する規格（GSLPF）（CXS 1-1985）の改訂（日付表示）に伴う修正	第 41 回総会（2018 年 7 月）において、GSLPF の改訂（食品の品質・安全性に関する日付表示の規定を追加する等）が採択されたことに伴い、関連のコーデックス文書や手続きマニュアル中の「date of minimum durability」を「best before date」あるいは「best quality before date」に置き換えるもの。	コーデックス事務局による修正案を支持したい。

仮議題 10. 総会、執行委員会および部会の報告から提起された事項

<食品輸出入検査・認証制度部会（CCFICS）>

事項	概要	対処方針
食品の清廉性／信憑性に関する討議文書	第 24 回 CCFICS（2018 年 10 月）における本事項の議論の結果（下記）について、情報共有される予定。 ・食品安全及び公正な貿易の確保の観点から、食品偽装に対し CCFICS が果たすべき役割について更に検討する。 ・関連するコーデックス文書が CCFICS やその他の部会	情報収集に努め、対処したい。

	で存在していることに留意して、他の部会の管轄との重複作業を避けるため、CCFICS 内外の関連する既存のコーデックス文書を包括的に分析する。 ・米国を議長、EU とイランを共同議長とする電子作業部会を設立する。	
ウェビナー技術を組み合わせた部会と部会の間に開催する物理作業部会の試験的アプローチの評価	CCFICS は 2017 年 12 月にチリ及び 2018 年 5 月に英国で開催した物理作業部会において、ウェビナー（インターネットを活用した会議システム）による参加を試験的に実施した。第 24 回 CCFICS（2018 年 10 月）は執行委員会に対し、下記について報告することに合意した。今次総会にも情報共有される予定。 ・物理作業部会でのウェビナーを通じた参加の取組は、参加者を増やす可能性がある。 ・ウェビナーの使用を検討する際は、今回の試験的な実施を通じて得られた課題を考慮する必要がある。 ・参加する際の障壁と、その解決策を分析する必要がある。	情報収集に努め、対処したい。

<食品衛生部会（CCFH）>

事項	概要	対処方針
魚類及び水産製品に関する 11 の個別食品規格におけるヒスタミン食品安全に関するサンプリン	第 50 回 CCFH（2018 年 11 月）は、本事項の議論が収束しなかったことから、CCMAS での「サンプリングに関する一般ガイドライン」の改定作業が終わるまで検討	情報収集に努め、対処したい。

グプラン作成の延期	を延期することに合意したことについて、情報共有される予定。	
-----------	-------------------------------	--

<油脂部会（CCFO）>

事項	概要	対処方針
名前の付いた魚油と魚油規格（CXS 329-2017）の要件（特に脂肪酸組成）との適合性のモニタリングの結果と貿易への影響に関する報告	第 26 回 CCFO（2019 年 2 月）において、魚油の規格の適用性と貿易への影響に関する調査結果について議論され、今後更なる調査は不要であること、また今後問題が発生した場合、各国は必要に応じ規格の再検討の提案を行うことに合意した。今次総会にこの旨情報共有される予定。	情報収集に努め、対処したい。
CCFO の作業管理の改善に関する討議文書	第 73 回執行委員会（2017 年 7 月）は CCFO の作業量が膨大な状況にあることから、CCFO にプロジェクトドキュメントの簡略化等、作業管理の改善を検討するよう要請していた。第 26 回 CCFO（2019 年 2 月）での議論の結果、下記に合意した。今次総会にこの旨情報共有される予定。 ・プロジェクトドキュメントは引続き既存のフォーマットを活用することを基本とし、作成国の判断によりケースバイケースで余分な情報を削除して適宜簡略化する。 ・新規作業に係る作業管理のため、コーデックス事務局は各会合前に各国に回付文書を発出し、新規作業がある場合は期限内に提出するよう求める。	情報収集に努め、対処したい。

	・各会合期間中に会期内作業部会を開催し、提出された新規作業提案について、規格策定の必要性等を検討する。	
--	---	--

<食品添加物部会（CCFA）>

事項	概要	対処方針
「モッツァレラの規格（CXS 262-2006）」の対象となる高水分含有モッツァレラにおける保存料及び表面処理における固結防止剤の使用の技術的正当性	第 40 回総会（2017 年 7 月）から CCFA に対し、コーデックス乳・乳製品部会（CCMMP）が策定した個別食品規格の食品添加物条項と GSFA の関連条項の整合の作業の中で本事項について検討するように要請があり、第 50 回 CCFA（2018 年 3 月）において、GSFA に関する電子的作業部会で検討することに合意した。その後第 51 回 CCFA（2019 年 3 月）において、議論の結果、今次総会に下記を情報共有することに合意した。 ・高水分含有モッツァレラの表面処理における固結防止剤の使用はカットされた製品のみ技術的に正当である。 ・高水分含有モッツァレラの表面処理における保存料の使用は液体に入れられていない場合のみ技術的に正当である。 また第 51 回 CCFO は、上記を考慮して、「モッツァレラの規格（CXS 262-2006）」中の「正当性のある使用」の表の改訂を今次総会に採択を諮ることに合意した	情報収集に努め、対処したい。

	(仮議題 4 の CCFA の関連事項参照)。	
--	-------------------------	--

<分析・サンプリング法部会（CCMAS）>

事項	概要	対処方針
分析法の承認に関するガイダンス	第 40 回 CCMAS（2019 年 5 月）において、分析法承認のためのガイダンス文書及び情報提供用テンプレートは、CCMAS の内部使用を目的とした情報提供文書とすること、また、当該ガイダンス文書は分析法承認の過程で生じた問題に対応し、今後も必要に応じて修正することに合意した旨情報共有される。	情報収集に努め、対処したい。

仮議題 1 1．コーデックス戦略計画 2020-2025

概要	対処方針
コーデックス戦略計画 2020-2025 は、現行の戦略計画(2014-2019)の次期計画であり、2020 年から 2025 年の間のコーデックスの活動の基礎となるものである。例えば新規作業を提案する場合には、戦略計画に則していることが求められる。 次期戦略計画案は、今次総会での採択を目指し、執行委員会の下に設置された「次期戦略計画に関する小委員会」（第 76 回執行委員会（2018 年 7 月）において設置に合意）において、各国から提出されたコメントを踏まえて、ドラフティング作業が行われてきた。現在の案は、コーデックスは下記の 5 つの目標の達成に向けた作業に	第 77 回執行委員会（2019 年 7 月）の検討結果を踏まえつつ、次期戦略計画の目標等が簡潔かつ明確な内容になるよう対処したい。

献身することとし、それぞれの目標の下に具体的な達成目標と成果、指標が明記されている。 ・目標 1：[食品の安全及び品質において][コーデックスのメンバーによって同定された]現在、新たに出現した重要な問題に[積極的かつ適時に]取り組む。 ・目標 2：[科学及び][コーデックスの]リスクアナリシスの原則に基づいて基準を策定する。 ・目標 3：コーデックス規格の認識及び使用を通して影響力を高める。 ・目標 4：全てのコーデックスメンバーが基準設定プロセスのあらゆる段階に参加する能力を持つ。 ・目標 5：戦略計画の全目標の効率的かつ効果的な達成を支援する作業管理システムと実践を強化する。 今次総会では、前週に開催される第 77 回執行委員会（2019 年 7 月）における最終案の検討結果を踏まえ、議論される予定。	
---	--

仮議題 1 2. コーデックスの財政及び予算に関する事項（2018-2019 年の進捗報告）

概要	対処方針
コーデックス財政及び予算に関して、2018 年の支出及び 2019 年の支出予定について報告される予定。	情報収集に努め、対処したい。

仮議題 13. FAO/WHO のコーデックスへの科学的支援（活動、財政及び予算）

概要	対処方針
最近の FAO/WHO 専門家会合等の開催状況、2018-2019 年の科学的助言の作業計画の実施のために必要な予算、及び 2019 年 5 月時点科学的助言の要請状況について報告される予定。	第 77 回執行委員会（2019 年 7 月）の検討結果を踏まえつつ、コーデックスの活動及び FAO/WHO の科学的助言に関する活動が効率的かつ継続的に行われることを確保する観点から、対処したい。

仮議題 13. 1 コーデックスへ提供される科学的助言の持続可能な資金に関する討議文書

概要	対処方針
第 41 回総会（2018 年 7 月）において、科学的助言に関する資金を安定的に確保するため、短期的及び長期的な解決策に関する戦略の必要性について言及があり、関心のある国が次回以降の総会に討議文書を提出することになった。これを受けて、EU の呼びかけにより、EU28 加盟国、ブラジル、チリ、インド、ニュージーランド、米国等が共同で本文書を今次総会に提出している。内容は、科学的助言に関する持続可能な資金の確保に関する懸念を再度強調するとともに、FAO 及び WHO に対し、十分かつ持続的な資金確保のためよりいっそう努力すること、具体的には、FAO に対してはこの問題に関する FAO 運営部門の近年の取組に謝意を表明しつつ今後も更なる取組を促すこと、また WHO に対しては同様の検討を促すとともに、各国に対し WHO の運営部門における各国の代表に WHO の通常予算からの十分かつ持続的な	第 77 回執行委員会（2019 年 7 月）の検討結果を踏まえ、提言されている内容の実行性に配慮しつつ、対処したい。

資金確保の提供の重要性を強調するよう促すことを提言し、これらの提言に対するコンセンサスを求めている。	
--	--

仮議題 1 4. FAO 及び WHO から提起された事項

概要	対処方針
FAO 及び WHO から提起された、コーデックスの活動に関連する政策及び事項について報告がなされる予定。	情報収集に努め、対処したい。

仮議題 1 5. FAO 及び WHO の能力開発活動に関するサイドイベントの報告

概要	対処方針
総会期間中に開催される FAO 及び WHO による能力開発活動に関するサイドイベントにおいて、第 41 回総会（2018 年 7 月）以降の活動が紹介される予定。総会ではサイドイベントの内容が報告される予定。	情報収集に努め、対処したい。

仮議題 1 6. コーデックス信託基金（CTF2）に関するサイドイベントの報告

概要	対処方針
総会期間中に開催される新たなコーデックス信託基金（Codex Trust Fund 2（CTF2））に関するサイドイベントにおいて、2018	情報収集に努め、対処したい。

年における成果や活動の技術、運営、財政に関する概要について紹介される予定。総会ではサイドイベントの内容が報告される予定。	
--	--

仮議題 17. 議長・副議長及び地域代表国（各地域から選出される執行委員会のメンバー）の選出

概要	対処方針
・議長及び副議長は、通常総会の都度改選されることとされている。手続きマニュアルでは2回まで再選可能とされており、現在の議長及び副議長は2期目であることから、再度立候補が可能である。 ・地域代表国は、各7地域から1カ国ずつ、総会において選出される執行委員会のメンバーである。任期を満了（1期2年、再選可）した国については次期地域代表国が選出される予定。今次総会では、アフリカ地域（ナイジェリア）、アジア地域（マレーシア）、欧州地域（ノルウェー）、ラテンアメリカ地域（メキシコ）からの代表国は、任期満了に伴い新たな地域代表国が選出される。近東地域（エジプト）、北米地域（米国）、南西太平洋地域（豪州）は再選可能。	・議長及び副議長の選出： 現在の議長及び副議長の再選を支持する方向で対処したい。 ・地域代表国の選出： 執行委員会は、限定的なメンバーのみ参加可能であり、コーデックスの方向性に影響を与える議題を議論し、総会への勧告を行う。日本は第60回執行委員会（2007年）から第73回執行委員会（2017年）は執行委員会の正式なメンバーとして、また第74回執行委員会（2017年）以降は正式なメンバーではないものの、アジア地域代表（マレーシア）のアドバイザーとして、積極的に議論に参加し、コーデックス委員会における日本のプレゼンスを高めてきたところである。今後もコーデックス委員会における日本のプレゼンスを維持し、またコーデックス総会において適切な対応がとれるよう、執行委員会に継続して参加していく必要があることから、今次総会においてアジア地域代表国に立候補することとしたい。但し、総会前に開催されるアジア地域の非公式会合等で他国からも立候補の意思が表明された場合は、これまでの選出経験やアジア地域内におけるバランス等を踏まえて、対処したい。

	その他の地域代表国については適宜対処したい。
--	------------------------

仮議題 18. コーデックス部会の議長を指名する国の指定

概要	対処方針
各部会について、それぞれの議長を指名する権限を有する国を確認するもの。	現在の議長を指名する権限を有する国を支持することとしたい。

仮議題 19. その他の作業

適宜対処したい。

仮議題 20. 報告書の採択

議論の内容を反映した適切な報告書となるよう対処したい。